# よくあるご質問　159問

基本文章 正本・日本大調和義解に対応
令和８（2026）年11月１日

日本大調和会の理念、統治原理、五大政策と制度改革について、よくいただくご質問に答えます。回答は『日本大調和会 基本文章　正本』と『日本大調和義解』に基づき、各回答の末尾に根拠の箇所を示しています。第十一章は別冊の『日本未来プロジェクト　国家政策正本・財政持続可能性説明書』と『暮らしの基盤保障　政策書』、決算検証と財源の回答は別冊『滋賀県三大政策』（付録一〜三）にもよります。制度の提案、未確定の条件、確認した実績を区別し、個別の費用と工程は対応する政策書・財源表・工程表で示します。

## 目次


| 分類 | 質問番号 |
|---|---|
| 一　日本大調和会について | Q1〜Q9 |
| 二　大調和と人間観 | Q10〜Q18（枝番３問） |
| 三　三つの学びと信仰 | Q19〜Q33 |
| 四　立憲公徳民主主義 | Q34〜Q43 |
| 五　皇統と国民主権 | Q44〜Q50（枝番２問） |
| 六　大御宝・シラス・式部省 | Q51〜Q59（枝番５問） |
| 七　自主憲法 | Q60〜Q71 |
| 八　歴史と歴史博物館 | Q72〜Q81 |
| 九　五つの国力と数値目標 | Q82〜Q92 |
| 十　財源・組織・今後 | Q93〜Q105（枝番２問） |
| 十一　未来家族資本・暮らしの基盤保障・未来国債 | Q106〜Q115 |
| 十二　家族・継承・公徳への十の問い | Q116〜Q125 |
| 十三　国籍と選挙資格及び外国人就労の制度改革 | Q126〜Q147 |
| 用語の手引き | 問数外 |

## 一　日本大調和会について

### Q1　日本大調和会は、どのような団体ですか。

A　日本の歴史と文化を受け継ぎ、今を生きる国民の安寧に尽くし、より良い日本を未来の世代へ引き渡すことを目指す政治団体です。特徴は、国家に求める透明性や記録、異論の扱いを、本会自身の組織運営にも当てはめると文書に書き込んでいる点です。基本文章そのものも固定せず、結党一周年の再検証を手始めに見直しを続けます（Q100）。

根拠：基本文章 前文・第四章一・五

### Q2　なぜ、新しい政治団体をつくるのですか。

**A**　先人から受け継いだ日本に責任を持ち、今を生きる国民の安寧に尽くし、未来の日本人へより良い日本を引き渡すためです。戦後百年、日本国憲法百年が近づく今、日本は次の百年の入口に立っています。日本のかたちをもう一度国民参加で考え、その議論と結果を記録に残す場が要ると考えました。自主憲法づくり、歴史博物館、未来家族資本、暮らしの基盤保障、五つの国力を五大政策に掲げるのは、そのためです。

根拠：基本文章 前文

### Q3　「日本大調和会」という名前には、どのような意味がありますか。

**A**　異なる立場の人々が、それぞれの尊厳と役割を保ちながら、共に生き、共に仕事を続けられる社会を「大調和」と呼び、それを目指す会という意味です。違いをなくすことではありません。違いがあるまま論じ、決め、結果を引き受け、それでも同じ社会の仕事を続けることを指します。さらに本会は、この努力を日本の中だけで終わらせず、互いの主権（しゅけん）、歴史、文化を尊重する世界の国々との関係にもつなげることを掲げています。

根拠：基本文章 前文・第一章四

### Q4　「縦の軸」「横の軸」と「中今」は、どうつながりますか。

A　中今（なかいま）とは、悠久の過去から未来へと続く時の流れの中にある「今」をいいます。神社界では、その今に自らが生かされていることを自覚し、一刻一刻を大切に生きる心得として説かれます。本会は、受け継いだ命と歴史、未来への責任を、現在の判断と行いに引き受ける立ち位置として学びます。

縦の軸は、先祖から私たち、そして子孫へと続く命と歴史の継承です。横の軸は、今を共に生きる私と貴方と社会のつながりです。その交わる今に立つという説明は、本会の整理です。本居宣長は『続紀歴朝詔詞解』で中今を、当代の今を盛りの世としてたたえる語と説明しています。縦横の交点という説明まで宣長自身の説とするものではありません。

受け継いだ水路を手入れし、土地の歴史と言葉を伝え、暮らしを支える仕事を続ける。継承は、この今の行いを通して進みます。施設をつくるときも、今の便利さと次の世代の維持・更新の負担を共に考えます。未来のために現在の暮らしを切り捨てず、今の人々の安寧を守ることを、次へ渡す仕事に含めます。

根拠：基本文章 第一章三／義解 第一章三・典拠 45／巻末典拠 9

**Q5　「継承共同体」とは何ですか。**

**A**　先人から受け取った国土、文化、技術、制度を手入れし、今の仕事を加えて次の世代へ渡していく共同体です。受け取ったものを残すには仕事が要ります。田畑には手入れが、技術には伝える相手が要ります。制度は、つくられた理由と今の働きを確かめ、次の世代が選び直せる余地を残します。守るだけでも捨てるだけでもなく、手を入れて渡します。

根拠：基本文章 第一章一

**Q6　「安寧」とは、どういう状態を指しますか。**

A　生命と健康、自由と人格が守られ、日々の生活に見通しを持てることです。働く、学ぶ、住まいや食を確保する、家族を育てる、医療や介護を受ける。それを支える交通やエネルギー、地域のつながりまで含めます。病気や失業、商いの失敗、災害に遭っても、暮らしを立て直し、再び自分の人生を選べる道があることも安寧です。

根拠：基本文章 第一章二・六／義解 第一章六

**Q7　どのような文書で考えを示していますか。**

A　三層に分けています。理念と原則を言い切る正本が『基本文章　正本』です。その言葉の意味と、どこまでが歴史上の語義でどこからが本会独自の考えかを説明するのが『日本大調和義解』です。具体的な政策や予算、制度は別冊に示します。分けておけば、それぞれを別々に検証できます。

　この Q&A は、正本と義解への疑問や反論に答えます。人物・思想編は、正本の文書体系の外に置く学習教材で、その主張を古典や思想史に照らして検討する場です。

根拠：基本文章 冒頭／義解 序

**Q8　基本文章の「正本」とは、どういう意味ですか。**

A　本会の理念と統治原理を定め、解釈の基準となる本文です。本会は「人は間違う」「一人ではすべてを見通せない」という人間観を掲げています。自分たちの文書だけは間違わないものとして固定すれば、思想と制度が矛盾します。だから永久に変えない完成形とはせず、結党から一年後に正式に再検証し、結党三年後からは三年ごとに総合検証します。

根拠：基本文章 第四章五

**Q9　どこで活動するのですか。**

A　全国で活動する政治組織を目指します。国政は全国本部、県政と広域調整は都道府県連、市町村の政策と住民に身近な活動は地域政党が担い、共通の規範のもとで、それぞれの優先順位と活動方法を決めます。地域で育てた政策や人材を国政へ上げ、国の制度や財源を地域の仕事に生かす、地方から積み上げる形です。結党時の活動拠点は滋賀です。

根拠：基本文章 第四章二

## 二　大調和と人間観

### Q10　「大調和」とは何ですか。

A　異なるものが秩序の中で響き合い、違いを持った人々がそれぞれの尊厳と役割を保ちながら共に生き、共に仕事を続けられる社会です。本会は中庸・時中に、原則を保ちながら時と事情に応じて過不足を省み、適切な手段と程度を選ぶ判断を学びます。『論語』の「和して同ぜず」には、相手を尊重しながら自ら考える責任を学びます。反対意見も残し、結果から判断を改めます。

神道の清明心、仏教の慈悲、儒学の仁と忠恕から、自らの心と行いを整え、他者にまことを尽くすことを共通して学びます。その実践を、今を共に生きる人々の仕事と、次の世代への継承に結びつけます。三つの学びの共通性は Q21 で説明します。

根拠：基本文章 第一章三・四・第二章／義解 第一章三・四・第二章「三つの学び」

### Q11　前文と第一章で、大調和の説明が違うのはなぜですか。

A　同じ大調和を、二つの面から述べているからです。前文は、事実を共有し、論じ、公正な手続で決め、結果を引き受ける秩序を書いています。第一章は、その秩序で実現する社会の姿を書いています。前文は決め方、第一章はその結果です。

根拠：義解 第一章四

### Q12　大調和とは、全員が同じ意見になることですか。

A　大調和とは、違いを持つ人々がそれぞれの尊厳と役割を保ちながら、共に生き、共に仕事を続けられる社会です（第一章四）。その前提として、違いを残したまま、公正な手続で結論を出せることが要ります。事実を共有した後にも、経験や価値観の違いから意見の違いは残り得ます。決めた後も、反対意見と少数意見を記録し、見直しを求める自由を守ります。今日の多数派も、将来は少数派になり得るからです。

根拠：基本文章 第一章四・第二章四

### Q13　「人間観の五つの前提」とは何ですか。

**A　本会が政策より先に人を語るのは、政策の目的と根拠が人間観、人生観、幸福観に依拠するからです（正本第二章冒頭）。**人は違う。人は間違う。人は欲を持つ。一人ではすべてを見通せない。人の生には限りがある。この五つを、政治を考える出発点に置きます。人の限界を認めるからこそ、権限を限り、異なる経験を聴き、判断を検証できる仕組みが要ります。

基本文章は、これに「人生の五つの前提」を並べています。自分を分かりきれないこと、自分の姿は他人を通して見えること、人との関係は幸福にも不幸にもつながること、受け取ったものは誰かに手渡して継がれること、一人では生きられないことです。そこから、相手の立場に立つ恕（じょ）を学びます。手渡す相手は子に限らず、幸福や家族の形も一つに決めません（Q17 の 2・Q121・Q122）。

この前提は、まず公職を担う私たち自身に向けます。私を背きて公に向かい、権限は与えられた範囲で使い、約束はできることに限り、足りないものは足りないと言います。

本会の言う家族は、血や形によらず、受け取ったものを手渡し合う関係にある人々です。その最も近い輪が家族、最も広い輪が人類です。

根拠：基本文章 第二章冒頭・第四章一／義解 第二章

**Q14　人間観の五つの前提から、なぜ今の政治原理が導かれるのですか。**

A　前提の一つひとつが、必要な仕組みに対応しているからです。たとえば、人は間違います。だから判断を記録し、検証し、後から改められる仕組みが要ります。人は欲も持ちます。善意だけに頼らず、権限や利益相反、監査を制度で確かめるのはそのためです。人は違うから、違いを消さずに共に担える秩序が要ります。一人ではすべてを見通せないから、異なる経験と知識を持ち寄って論じます。人の生には限りがあるから、受け取ったものに今の仕事を加えて子孫へ渡します。この人間観を政治の仕組みへ移したものが、立憲公徳民主主義です。

根拠：義解 第二章

**Q15　「全体最適」とは何ですか。**

A　政策を判断するときに、関係する人、地域、世代への影響を一緒に確かめる枠組みです。人の尊厳、基本的人権、国民主権（しゅけん）、法の支配を前提に、事実と一人ひとりの事情、利益と負担、現在と未来、全国と地域を見渡します。数字で表せる価値も表せない価値も扱い、その時、その場所、その条件で最も多くのものを生かす解を求めます。決めた後も結果から現在の最善を更新することを、本会は「最適解の最大化」と呼びます。

すべての利益を同時に守れない場合もあります。そのときは、誰にどの不利益が残るか、選んだ理由、比較した代替案を示し、負担の軽減や補償・救済、見直す時期と条件を一緒に定めます。全体の利益という言葉で一人の被害を見えなくせず、法に基づく救済と異議申立てを守ります。採らなかった意見も記録し、想定より負担が重ければ判断を改めます。

根拠：基本文章 第一章四／義解 第一章四

**Q16　少数意見はどのように扱うのですか。**

A　採用しなかった理由とともに記録し、結果が出たときに読み直します。少数意見には、多数派が見落としていた事実や、先の危険を知らせる指摘が含まれていることがあるからです。人は間違う以上、多数で決めた判断も誤り得ます。記録があれば、後からどの指摘が正しかったかを確かめ、判断を改められます。決めた後の責任は双方にあります。少数派は、法と公正な手続で定めた決定に従い、引き受けた役割に誠を尽くします。多数派は、決まったことを進めながら、少数派の異論と次の参加の道を守り、根拠や採否の理由、費用、成果、未達を記録して検証を受けます。

根拠：基本文章 第一章四・第二章十（十七条憲法（三）～（五））

**Q17　愛国心をどう考えていますか。**

A　家族を思い、故郷を思い、受け継いだ日本を大切にし、より良い姿で次代へ渡そうとする心を、愛国心の基に置きます。家族や故郷を思う心の延長に国がある、という順番で考えています。この愛国心は、国民一人ひとりの主権と尊厳を守る政治に表します。他国にも守るべき主権、歴史、文化があることを、同じ理由で認めます。

根拠：基本文章 第一章三

**Q17 の 2　本会は、家族への愛を政治の出発点に置くのですか。**

A　置きます。人は誰かといるから不幸にも幸福にもなり、受け取ったものを誰かに手渡して生きています。本会は、その関係を身近に知る家族から考え、全ての子を我が子と考えるところへ心を及ぼします。

この愛は、血縁や一つの家族の形に限りません。日本には、養子や婿入りによって家を継いできた歴史もあります。子を持たない人にも、よその子の育ちを我がこととして案じ、支えることができます。

家族が苦しみの場になることもあります。だから本会は、関係は不幸への入口にもなると記します。愛を理由に耐えることを求めず、暴力や抑圧から離れる自由と、その後の暮らしを守ります。相手の立場に立って考える愛は、苦しむ人の声を家族という言葉で閉じ込めません。

家族への愛を持ち続けることを、本会は敬の最も身近な形と捉えます。その愛を万人と万国へ向けて祈り続ける皇統の姿に、本会は身近な家族から人類へ至る道を見ます。

根拠：基本文章 前文・第一章二・第二章冒頭・七／義解 序その五

**Q17 の 3　「人類皆兄弟」と言いながら、なぜ日本を先にするのですか。**

A　近くから始めるからです。家族を思い、故郷を思い、日本を担うところから、他の国の人々にも守るべき家族、歴史、文化があると考えます。孟子は、わが家の老いた人を敬う心を、他の家の老いた人へ及ぼすと説きました。近くから始めることは、遠くを閉ざす理由にはなりません。

本会がいう兄弟の関係に、他の兄弟を支配する家長はいません。異なる意見を持ち、言い争うことがあっても、相手の尊厳を否定しません。人類が共通の祖先を持つことから、誰もがこの倫理を選ぶと決まるわけではありません。人類を皆兄弟とみることは、本会が選ぶ立場です。

『論語』の子夏、デュナンが記録した、ソルフェリーノの戦いの後に負傷兵を看護した女性たち、明治天皇の御製に、本会はその心を学びます。儒学、西洋の人道救援、皇統の御製という異なる三つの伝統を、違いを保ったまま読み合わせます。これは、神道・仏教・儒学を指す本会の「三つの学び」とは、別の整理です。

兄弟であることは、互いの違いを侵さない理由です。兄弟だからこそ礼を尽くし、その礼を互いに求めます。

根拠：基本文章 前文・第一章四／義解 序その五・典拠 32〜36／巻末典拠 1

**Q17 の 4　「人類皆兄弟」「全ての子を我が子と」は、戦前の「八紘一宇」と同じではないですか。**

A　世界を一つの家とみる願いには、重なるところがあります。本会は、世界の人々を一つの家族として思う願いを受け取ります。ただし、同じ家という言葉で、誰が誰を従わせるのかまで同じになるわけではありません。

『日本書紀』の神武天皇即位前紀には「掩八紘而為宇」、八紘を掩いて宇と為すという言葉があります。「八紘一宇」という四字の標語は、近代に田中智学がこの古典の言葉から唱えたものです。古典の本文と、後の政治的な標語は区別して読みます。

1940 年 7 月 26 日の「基本国策要綱」は、八紘を一宇とする精神を掲げ、日本を核心とする大東亜の新秩序建設と、当時「支那事変」と呼ばれた日中戦争の遂行を結び付けました。世界平和という言葉があっても、日本を中心に他国を組み込む秩序と戦争の方針が、その中にありました。本会は、これを受け継ぎません。

本会がいう兄弟に、他の兄弟を支配する家長はいません。他国の主権、歴史、文化を尊重し、協力は相手の意思を確かめて進めます。国内でも、権限は憲法と法で限度を定め、判断は記録し、反対意見を残し、結果から改めます。人を従わせることは、愛ではありません。

屋根の下に座る者はいない。ここでいう「座る者」とは、家の中心に据わり、他の人々を従わせる家長のことです。

皆で家を支えることも、本会が大切にする務めです。支えを必要とする人を支え、誰もが自分にできることを担い、次の人へ手渡していきます。

本会が受け継ぐ理想は、人類を互いに兄弟として思う願いです。日本による支配を、人類の調和と呼ぶことはしません。その意味で、理想は受け継ぎ、進め方は受け継ぎません。

根拠：基本文章 前文・第一章四・第二章二・四／義解 序その五／巻末典拠 2・3

**Q18　事実・真実・現実とは何ですか。**

**A**　本会が、政治の判断を考えるために分ける三つの面です。事実は、そこに在るものと実際に起きたこと。真実は、同じ事実の前に立つ一人ひとりの心に宿る苦楽、不安、願いなど。現実は、多くの事実と真実、資源や制度の条件が重なり合った社会の実態です。

事実を智で確かめ、真実に仁で寄り添い、現実を勇で引き受けます。相手の苦しみを大切に聴くことと、出来事の有無や原因を証拠で確かめることを、共に行います。そのうえで中庸・時中によって判断し、行った結果から学び直します。全体最適との関係は Q15・Q25、実践の順序は Q34 で説明します。

根拠：基本文章 第二章七

## 三　三つの学びと信仰

**Q19　宗教団体ですか。**

**A**　政治団体です。神道・仏教・儒学から学びますが、一つの宗教にまとめることはしません。それぞれの歴史、信仰、教義、学問の違いを保ったまま、現代の政治へ何を学ぶかを明らかにしています。立憲主義（りっけん）や民主主義の法的な根拠を宗教に求めることもしません。学びは判断する人の姿勢と問いを深めるもので、公の決定は憲法、法、公準（こうじゅん）、民主的な手続によって行います。

根拠：義解 第二章「三つの学び」

**Q20　入会に、特定の信仰は必要ですか。**

**A**　信仰の有無や宗派を問わず、入会できます。信仰は政治参加の条件ではなく、一人ひとりがそれぞれの信仰、思想、良心を保ったまま政治に参加できます。国家が問うのは公職にある者が公の権限をどう用いたかであり、個人の内心と信仰の自由は尊重します。

根拠：義解 第二章「三つの学び」

**Q21　神道・仏教・儒学から、何を共通して学ぶのですか。**

A　日本大調和会は、神道・仏教・儒学から受け継ぐ倫理と実践に、人が多くの関わりに支えられて生きることを自覚し、自らの心と行いを整え、他者にまことを尽くすという共通の本質を見いだします。神道の清明心、仏教の自らの心を浄め慈悲を行う教え、儒学の修身と仁・忠恕は、この生き方を深める学びとして結びつきます。

日本の歴史の中で受け継がれてきた三つの学びを、現在の暮らしと公の仕事に生かします。共通するのは、本会が受け取る倫理と実践の核です。それぞれの信仰・教義・歴史上の違いは保ち、政治の決定は憲法、法、公準と民主的な手続に基づいて行います。

根拠：基本文章 第二章／義解 第二章「三つの学び」・典拠 47／巻末典拠 10・11

**Q22　神道から何を学ぶのですか。**

A　八百万の神への畏れと感謝、自然・祖先・皇統を受け継ぐ心と、清明心を学びます。清明心とは、清く明るく、偽りのない、まことの心です。自分の都合を超える存在と働きに生かされていることを受け止め、自らの心を整え、感謝を日々の行いに表します。土地や営みごとの違いを受け止める心を、人や地域を尊重する政治の姿勢にも生かします。

中今からは、受け継いだ自然と生命、歴史を、今の暮らしの中で生かし、次へ渡す自覚を学びます（Q4）。清明心はその今をどういう心で生きるかに関わります。戦前に国民の忠誠の語として説かれた歴史は知ったうえで、国民に求める徳目ではなく、公職に就く者が自らに課す誠実さの語として用います。まことを語るだけでなく、人の声を聴き、誤りを認め、引き受けた仕事を果たすことに表します。

家庭・地域・皇室の祭りを大切にし、信仰の有無を政治参加の条件にはしません。明治以降に整えられた国家による神社の管理制度は、長い神道の歴史と区別し、本会が受け継ぐ制度とはしません。

清明心は、悲しみや怒りをなくし、いつも明るい気分でいることを求める語ではありません。怒りや悲しみも自分の心として認め、事実や他者への誠実さを失わずに扱います。

根拠：基本文章 第一章三・第二章／義解 第二章「三つの学び」・典拠 45・46／巻末典拠 9・10

**Q23　仏教から何を学ぶのですか。**

A　無常・縁起・慈悲から、変化する現実を見つめ、自らの心を整え、他者の苦しみに向き合う姿勢を学びます。無常からは、今の支持や地位、制度の働きも不変ではないと知り、変化を確かめることを学びます。縁起からは、物事が多くの関係と条件によって成り立つことを受け止め、自分の判断の前提や影響を省みます。

悪を避け、善い行いに努め、自らの心を浄める教えを、日々の実践として学びます。慈悲は、自分だけの利益に閉じず、他者の苦しみを和らげようとする行いに表します。この自覚と実践が、清明心や仁・忠恕に学ぶ本会の姿勢ともつながります。

人生の前提「人は、一人では生きることができない」を、本会は縁起と空に重ねて学びます。縁起とは因と縁によって生じること、空とはそれだけで成り立つ固定した実体がないことです。「我は空なるがゆえに在る」とは、関わりの中で現に生きる自己を、世俗の言葉で仮に我と呼ぶ本会の読解です。常住の我や、万物を生む実体としての空を置く意味ではありません。変えるべき現実には働きかけ、暴力や抑圧から離れる自由を守りながら、関わりの中で生じることを由（よし）と受け止め、自らに由（よ）って引き受ける。そのように生きるとき、人は関わりを離れることなく、評価や損得への囚われから解き放たれ、自らを由として生きることができる。本会はこれを自らに由る自由と呼び、法の下の自由（権利）とは区別します。評価や損得に囚われないからこそ、立場が変わっても人と事実と務めを粗末にしない。その姿勢を保ち続けるのが敬です。中今から縁起と空、自らに由る自由、敬へと三つの学びを一本に結ぶのは、本会の読解です（正本第二章七、注 13・15）。

程朱の持敬と陽明の良知は、学派の違いを保って学びます。この結び方は、三つの伝統の教義全体を同一とする説明ではありません。

根拠：基本文章 第二章七・注 13・15／義解 序・第二章「三つの学び」・典拠 47／巻末典拠 11

**Q24　儒学から何を学ぶのですか。**

A　自らを修め、人に誠を尽くし、学んだことを行いに移す責任を学びます。仁は人を慈しむ心、義は私益に閉じず道理を求める心、忠恕は自分の務めに誠を尽くしながら相手の痛みや事情に心を及ぼすことです。礼は敬意を言葉と振る舞いに表すことで、信は言葉と行いを一致させることです。

中庸・時中は、その時の過不足を省みて判断する姿勢で、正名は、政策名や役職、権限と実際の働きが一致しているかを問う物差しです。孟子の恒産・恒心からは、人に責任を求める政治は、その責任を果たせる暮らしの条件も支える、という責任を学びます。格物致知、誠意、正心、修身により自らを整え、陽明学の知行合一・致良知からは、善を知ることと行うことを離さず学び続ける責任を受け取ります。本会独自の読解は Q33 で説明します。

根拠：基本文章 第一・二章／義解 第一・二章・典拠 5・10・47／巻末典拠 11

**Q25　中庸・時中とは、どのように判断することですか。**

A　守るべき原則を保ちながら、時と事情を見極め、過不足のない判断を求める学びです。事実、人の事情、費用、危険、時機を確かめます。必要な決断は先送りせず、負担や副作用にも目を配ります。本会はこれを、その時点の最善を選ぶための修養として生かします。中和（ちゅうわ）とは、異なる立場と真実を持つ人々が、事実を共有し、それぞれの尊厳を保って共に働ける関係です。すべての利害の一致や不利益の消失を前提とせず、異論と残る負担に向き合いながら関係を保ち、改めます。その積み重ねを大調和へつなげます。

根拠：基本文章 第一章四／義解 第一章四

**Q26　「和して同ぜず」と大調和は、どうつながりますか。**

A　「和して同ぜず」には、相手を尊重し、共に仕事をしながら、自ら考える責任を学びます。大調和も、異論を消さず、理由を出し合って決め、反対意見を記録し、結果から判断を改める秩序です。一緒に生きるのに、同じ意見になる必要はありません。両方に共通するのはそこです。

根拠：基本文章 第一章四／義解 第一章四

**Q27　正名とは、政治の言葉と責任に何を求める考えですか。**

A　政策の名称、役職、権限、責任と、実際の働きを一致させる問いです。目標を実績と呼ばず、提案を決定と呼ばず、試算を予測と呼ばず、未確定の財源を確保済みと呼びません。役職も、何を決められ、何を担い、何を説明し、何について検証を受けるのかを明らかにします。言葉を正確にすることが、国民が判断する前提を整えます。

根拠：基本文章 第二章五／義解 第二章五

**Q28　礼と信は、政治の仕事でどう働きますか。**

A　礼には、人を敬う心を言葉と振る舞いに表し、公私のけじめを守りながら、違いを持った相手とも共同の仕事を続ける作法を学びます。信は、言葉と行いを一致させることです。たとえば誤りを改めるときも、理由、影響、代わりの措置を示し、その約束を信じて行動した人への責任まで引き受けます。

根拠：基本文章 第二章三／義解 第二章三

**Q29　恒産・恒心から、政治は何を学ぶのですか。**

A　人が道義と責任をもって生きるには、暮らしの見通しが要るという問いを学びます。だから政治は、働く機会や住まい、食、学び、医療、介護を整え、病気や失業、災害、商いの失敗から立て直す道を用意します。責任を求めるなら、暮らせる条件も整える。それが政治の側の責任です。

根拠：基本文章 第一章六／義解 第一章六

**Q30　世界から学んだ思想や制度を、どう位置づけていますか。**

A　日本は、仏教や儒学から近代の立憲主義、議会政治、権利思想、法制度、科学技術まで、海の向こうから学び、自らの歩みの中で生かしてきました。国民主権（しゅけん）、基本的人権、議会政治、司法救済、地方自治も、今の日本を形づくる原理です。本会はそれを受け継ぎ、日本の歴史的経験から継承、公論、記録、将来世代への責任を重ねます。

根拠：基本文章 第二章・注 17

**Q31　公の判断で、宗教的な理由を持ち出すことはありますか。**

**A**　公の決定は、信仰の有無にかかわらず確かめられる事実と理由で説明します。三つの学びが深めるのは判断する人の姿勢と問いで、決定そのものは憲法と法に定めた権限と権利、公準、民主的な手続で行います。人を救いたい思いと、同じ基準を公平に当てはめる必要がぶつかることもあります。そのときも、まず事実と当事者の事情を確かめます。

根拠：基本文章 第二章七／義解 第二章

**Q32　武士道は、基本思想に含まれますか。**

**A**　武士道は、史料で確かめたうえで現代の公徳（こうとく）に学ぶ対象で、三つの学びと同格の基本思想には置きません。武家社会の歴史の中で複数の思想、主従関係、統治の責任が重なって形成され、時代や立場で内容を変えてきた実践倫理だからです。中世の武士と近世の武士、明治以降に国民道徳として語られた武士道も同じではありません。忠義、勇気、廉恥、節義、諫言を、どの時代の誰がどう実践したのかを確かめてから考えます。

根拠：義解 第二章「三つの学び」・典拠 22

**Q33　「良知」「致良知」は、王陽明の教えそのものですか。**

**A**　王陽明に学び、仏教と儒学をつないだ本会独自の読解です。良知は、人の苦しみに心が動き、自分の不実を恥じ、善くありたいと知る根底の働きです。八正道に学びながら良知に従い、知ることと行うことを離さず歩む過程を知行合一とします。執着に惑わされず涅槃寂静（ねはんじゃくじょう）に学びつつ、良知が内心と行いに曇りなく現れる姿を、致良知と捉えます。

　この結び方は、修養を続ける方向と到達像を示すものです。一定の順序を踏めば必ず悟りに達する法則や、誰かの宗教的な境地を認定する基準ではありません。公職の務めを担えるか、判断が正しかったかは、事実と理由、実際の行為と結果によって確かめます。古典の語義を確かめる箇所は、巻末典拠 11 に示します。

根拠：基本文章 第二章七・注 15／義解 第二章七・典拠 11／巻末典拠 11

## 四　立憲公徳民主主義

### Q34　「立憲公徳民主主義」とは何ですか。

A　国家に必要な権限を憲法と法の中に置き、公徳をもってその力を用い、国民が論じ、定められた手続で決め、結果を記録し、確かめ、必要なら改めていく統治原理です。立憲は力の根拠と限界を定めます。公徳はその使い道、民主主義は決め方と確かめ方です。

中今は、過去から受け取り未来へ渡す今の立ち位置です。そこに立ち、清明心で自らを省み、忠恕で相手に向き合い、中庸・時中で判断し、知行合一で実行します。シラスは、その判断と行いを国民へ説明し、記録と検証を次の判断につなぐ務めです。この一連の仕事を、権限の限度と民主的な手続の下で行います。

根拠：基本文章 第一章三・第二章／義解 第一章三・第二章「三つの学び」

### Q35　「日本的立憲」とは何ですか。

A　国家に必要な権限の根拠と限界を憲法と法に定め、その力を、今を生きる国民と先祖から子孫へ続く時間に責任を持って用いる政治です。外交、防衛、治安、災害対応、社会保障には、国家として決断し、人員や予算を動かす力が要ります。立憲は、何のための力か、誰が使うか、どこまで使えるかを明らかにします。「日本的」は、その責任が将来の世代にまで及ぶという時間の視点を加えたものです。

根拠：基本文章 第二章二

### Q36　「公徳」とは何ですか。

A　徳を自分の内にとどめず、公のために働かせることです。人に誠を尽くす、約束した仕事を果たす、困っている人の事情を聴く、地域で誰かが背負っている負担に気づく。そこに忠恕（ちゅうじょ）を働かせます。礼によって敬意を言葉と振る舞いに表し、信によって言葉と行いを一致させます。公徳が求めるのは自己犠牲ではなく、自分と相手がともに生きていける公です。

根拠：基本文章 第二章三／義解 第二章三

### Q37　「日本的民主主義」とは何ですか。

A　違う意見を出し合い、最後は決め、反対意見も次の判断のために残す民主主義です。選挙だけでは育ちません。議会、表現と結社の自由、少数意見の保障、司法救済、政権交代の機会を備え、国民が政策づくりにも参加して育ちます。本会は、当事者、専門家、選挙で選ばれた代表、公募や抽選による国民が参加する場を設けます。

根拠：基本文章 第二章四

### Q38　「論事」とは何ですか。

**A　事実と理由に基づいて事を論じることです。人や立場で論じることの反対です。異なる経験を持つ人が資料に照らして事実を確かめ、費用、利益、負担、危険を比べ、責任を持って結論を出します。その理由と反対意見と結果は記録します。**

根拠：基本文章 第二章四

**Q39　多数決で決めれば、何でも許されるのですか。**

A　多数決は、違いのある社会で結論を出すために必要な手続ですが、多数で決めたことも基本的人権を侵す理由にはなりません。本会は、十分に論じた後に定められた手続で結論を出し、反対意見、留保、採用しなかった理由を記録に残します。決定後も、批判し、見直しを求める自由を守ります。いまの多数派が、いつまでも多数派とは限らないからです。

根拠：基本文章 第二章四

**Q40　「公準」とは何ですか。**

A　政治の判断が公平だったかを、誰でも後から確かめられるようにする物差しです。同じ条件には同じ基準を用いる一般性、どう扱われるかが事前に分かる予見可能性、利益と負担を示す公平性、責任者を明らかにする主体の明示、結果から見直せる修正可能性を判断の基準にします。正名の学びから、政策名や役職、権限、責任と実際の働きを一致させることも含みます。

根拠：基本文章 第二章五／義解 第二章五

**Q41　「投票率一〇〇%」は、投票を義務にするということですか。**

A　掲げているのは、すべての有権者が自由な意思で一票を使える環境を整える目標で、投票の義務化ではありません。情報が届かない、時間がない、投票所が遠い、身体の事情、仕事、子育て、介護。投票に行けない壁を一つずつ減らすことが目標の中心です。あわせて、歴史、憲法、地方自治、財政、外交、安全保障を学ぶ主権者教育と公開討議を進めます。制度の手段は政策白書で扱います。

根拠：基本文章 第二章四

**Q42　選挙の公正さをどう守りますか。**

A　疑いが生じたときに、事実を検証できる仕組みを整えます。投票の秘密を守ったうえで、本人確認、投票用紙と投票箱の管理、立会い、開票記録の再点検、選挙システムの安全性、監査や異議申立ての手続を整えます。選挙は権限を託す入口です。ここが信頼されなければ、その後のすべての判断の正統性が揺らぎます。投票率と公正さは、どちらか一方では済みません。

根拠：基本文章 第二章四

**Q43　非常時に、国家の権限が強くなりすぎませんか。**

A　必要な権限と、その濫用を防ぐ手続を一緒に定めます。災害、防衛、感染症などの事由ごとに、発動条件、指揮系統、対象、期間、継続の承認、終了条件をあらかじめ法律で定め、議会の承認、司法による救済、事後の検証を組み合わせます。いつ、どう終わるのかまで先に明らかにしておくためです。誠実な人でも判断を誤ることがあるので、法と手続は指導者の善意があるときにも必要です。

根拠：基本文章 第二章二

## 五　皇統と国民主権

**Q44　皇統をどのように位置づけていますか。**

A　日本の歴史を貫いてきた皇統を、国家の歴史的継続性の基軸とします。天皇を日本国及び日本国民統合の象徴、歴史と伝統の礎として敬い、皇統を支える皇室を大切にします。政権や政治家は一代ごとに代わりますが、皇統はそれを超えて続く歴史的継承の象徴です。政治の判断は、国民主権のもとで、国民から権限を託された者が行い、説明し、検証を受けます。

根拠：基本文章 前文・第一章二

**Q44 の 2　天皇の祭りと祈りを、本会はどう受け止めますか。**

A　家族への愛を、自らの家族だけにとどめず、万人と万国へ向けて祈り続ける務めとして受け止めます。本会の敬は、人も、物事も、自分の務めも、粗末に扱わない姿勢を保ち続ける態度です。程朱の持敬に学ぶ本会の言い換えです。家族への愛を持ち続けることは、身近な者を粗末にしない姿勢を一日も欠かさないことで、敬の最も身近な形だと、本会は捉えます。縁起と空に学べば、粗末にしてよい関わりはないと本会は受け止め、その姿勢を保ち続けるのが敬です（Q23）。祈りは、その敬を万人と万国へ向けて続ける務めの姿だと、本会は読みます（正本第二章七、注 13・15。本会の読解）。

元日の四方拝（しほうはい）では、天皇が早朝に伊勢の神宮や山陵、四方の神々を遥拝（ようはい）します。新嘗祭（にいなめさい）では、新穀を神々に供え、収穫の恵みに感謝します。明治天皇の「よもの海　みなはらからと」に、本会は、祈りを四方の海へ及ぼす心を読みます。

天皇は家長として国民を統べるのではなく、国民を家族として祈る。本会は皇統に、その姿を見ます。祈られる側を血で分けず、国民は互いに兄弟として、現在の政治を担う。これは本会の受け止め方であり、祭祀の歴史的な意味を一つに定めたり、歴代天皇の役割を祈りだけに限ったりする説明ではありません。

根拠：基本文章 第一章二・第二章冒頭・七／義解 序その五・典拠 34・42／巻末典拠 8

**Q45　皇統を敬うことと、国民主権は矛盾しませんか。**

**A**　両者は役割が異なり、両立します。皇統は、一代の政治家や政権を超えた歴史的継承の基軸として敬います。現在の政策を決め、結果を引き受けるのは、国民から権限を託された者です。現行憲法において、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位は主権の存する国民の総意に基づき、国政に関する権能を有しません。本会はこの定めを前提に、歴史への敬意と国民主権をともに大切にします。

根拠：基本文章 第一章二・第二章一

**Q45 の 2　皇統は血統ですか、それとも語り継がれた物語ですか。**

A　皇統は、血縁による継承の系譜です。本会は、その系譜を重んじます。歴史を語り継ぐという言葉は、血統を架空のものとする意味ではありません。一方、古代からの血縁の連続を遺伝学によって証明した、とも主張しません。伝承、系譜、同時代の記録を、その性格に応じて読みます。

継体天皇、光仁天皇、光格天皇の継承には、直前の天皇の男子へそのまま継ぐのでなく、皇統につながるとされた別の系統から迎えた例を見ることができます。ただし、継承に至った事情や、確かめられる史料の範囲は同じではありません。いずれも嗣子（ししし）が絶え、権力者が同じ理由で身を引いた、と一つの物語にまとめることはしません。

藤原氏や武家が政治の力を握った時代にも、皇位の継承は、それらの家の当主が政権と一緒に取得する地位にはなりませんでした。本会はこの歴史に、力を持った者にも、その力だけでは自分のものにしないものがあるという問いを読み取ります。これを、権力の限度を考える日本史の学びとします。近代の立憲主義（りっけん）と同じ制度が千年以上続いた、という歴史上の主張ではありません。

嵯峨天皇の時代、815 年に編まれた『新撰姓氏録（しんせんしょうじろく）』は、京と畿内の 1182 氏の系譜を皇別（こうべつ）・神別（しんべつ）・諸蕃（しょばん）に分類し、渡来の系譜を持つ氏族も記しました。日本のすべての人の系譜でも、今日の国籍制度でもありません。皇統の継承と、この氏族の編纂は別の事柄です。

その違いを踏まえ、本会は今の原則を「中心は血で守り、家は務めで開く」と記します。皇統の血縁を重んじることと、出自の違う人々が共に日本を担うことを両立させます。国民の資格や権利は、法によって定まり、本会が血筋で決めるものではありません。

根拠：基本文章 第一章二・四／義解 序その五／巻末典拠 4・5

**Q46　男系男子による皇統継承について、どう考えていますか。**

**A**　男系男子による皇統継承は、本会が重んじる皇統の継承原理です。皇位は一般の公職や職業とは性格の異なる、日本の歴史的継続を担う制度だからです。自主憲法の草案づくりでも基本方針の一つとしています。ただし、参加者にこの方針への賛同は求めません。異なる立場の提案も受け付け、採否と理由を示し、一致しない争点は争点として区分して示します。

根拠：基本文章 第二章一

**Q47　男系男子の継承を掲げることは、女性の尊重と矛盾しませんか。女性天皇は認めないのですか。**

**A**　女性と男性は、それぞれ等しく人格と尊厳を持つ存在として尊重します。皇位は一般の公職とは違って、歴史を継ぐ制度です。だから別の物差しで考えます。皇統の継承原理と、国民社会における人格や権利、政治参加は、それぞれの制度の目的に即して考えるので、矛盾しません。本会の原則は男系男子による継承で、男系の女性天皇も、女系の天皇も、この原則の外に置きます。歴史上、男系の女性天皇は推古天皇から後桜町天皇まで八方十代おられ、女系の天皇は例がありません。この違いを踏まえたうえで、異論があることも承知しており、皇室制度を論じる際には異論も含めて理由を示し、記録に残します。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一

**Q48　皇室制度の具体案は、どのように考えるのですか。**

**A**　皇統の歴史的継続、皇族一人ひとりの尊厳と意思、制度の持続可能性、国民的理解を基準にして、公準（こうじゅん）に照らして検討します。採用した案だけでなく、主要な異論、採否の理由、変更が皇族と国民に及ぼす影響を記録し、後から検証できる形で示します。具体的な制度は、自主憲法の討議と制度設計の中で検討します。

根拠：義解 第二章一

**Q49　「前文の二千数百年」とは、歴史的事実として主張しているのですか。**

**A**　皇統を日本の長い時間の基軸として敬う、歴史観の表現です。伝承に記された年代と、同時代の史料で確かめられる年代は区分して扱います。「大御宝（おおみたから）」も同じで、本会が敬う統治理想として読み、あらゆる時代の統治が理想どおりだったと実証する文章とは分けています。敬う歴史だからこそ、史料を吟味します。

根拠：義解 前文義解

**Q50　政治の「正統性」と「正当性」は、どう違いますか。**

**A**　正統性は「誰から、どの手続で権限を託されたか」、正当性は「その権限をどう使ったか」の問いです。選挙などで国民から適正に権限を託されたことが正統性で、法に従ったか、公徳（こうとく）に照らしたか、公正な手続を守ったか、国民の安寧と国益に役立ったかで問われるのが正当性です。信任を受けた者は、決断する責任と理由を説明する責任の両方を担います。

根拠：基本文章 第二章一

## 六　大御宝・シラス・式部省

### Q51　「大御宝」とは何ですか。

A　歴史的に国民・人民を表してきた言葉です。本会はこの歴史語を現代の権利概念と同一視はせず、そこから、国民一人ひとりを政治の目的として尊び、その生命と暮らしを守るという統治理想を受け取ります。人口や税収の合計の前に、一人の人生があります。預かった権限と財源を、その人の安寧と日本国の持続のために用います。

根拠：基本文章 第一章二／義解 第一章二

### Q52　「シラス」とは何ですか。

A　古典の「知らす」に学び、本会が現代政治へ再定義した統治精神です。政治は、国民から一定期間、権限と財源を預かります。預かった者は、人と暮らしを知り、何を知り、何を考え、何をしたのかを国民へ知らせ、届いた声をどう扱ったかを本人へ返し、次の人が続きから始められるよう記録を残します。選挙は権限を預ける入口であり、シラスは預かった後にどう働くかを問うものです。古典の語義と現代の制度構想は区別しています。江戸時代、目安箱に届いた一人の町医者の投書から、貧しい人々に無償で医療を提供する小石川養生所が生まれ、約百四十年続きました。この「声を仕事へ変える政治」を現代に受け継ぎます。

人の声に応え、今の仕事を記録して次へ渡すことを、本会は中今の実践にも位置づけます。受け継ぐ者が、前の判断の理由と結果を確かめ、続けることも改めることもできるようにします。

根拠：基本文章 第一章三・第二章九・注 16・注 20／義解 第一章三・第二章九

### Q53　「式部省」とは何ですか。

A　公約から法案、予算、実行、成果、未達、方針変更まで、統治の仕事を一続きで記録し、国民が後から確かめられるようにする独立機関の構想です。予算・決算検証委員会を置き、事業の効果を評価し、改善を勧告します。公約、予算、執行、成果、評価、政府の対応を共通の台帳でたどれるようにします。

国の式部省は、将来、国会、内閣、司法のいずれにも属さない憲法上の独立機関として、自主憲法に根拠を置く構想です。それに先立ち現行憲法の下で置く段階では、新たな設置法に任務と権限を定めます。評価と勧告は公開しますが、政策、法律、予算を最終的に決める権限は持ちません。公職者の職責と事業の検証の分担は Q53 の 2、権限の限度は Q56 で説明します。

根拠：基本文章 第二章六／義解 第二章六

### Q53 の 2　式部省は人を見るのですか、事業を見るのですか。

A　公職者の職責・発言・判断・実績を記録に照らして確かめる仕事と、事業の目的・支出・成果・将来負担を確かめる仕事を、別の部門で担います。人格や思想を採点せず、評価対象の人の任免・昇降格・懲戒も決めません。二つの部門の点検に加えて、外部の専門家が式部省自身を検証します。選任と監督の手続は Q57 にまとめています。

根拠：基本文章 第二章六／義解 第二章六

**Q54　古代の式部省を復活させるのですか。**

A　「式部省」は律令制の官司名ですが、本会が構想するのは、現代の立憲主義と国民主権の下で統治の仕事を記録し、事業を検証する新たな独立機関です。古代の官司の権限を復活させる案ではありません。古い言葉を借りるのは、統治の記録を残すことが日本の歴史の中でも重んじられてきた仕事だからです。制度の中身は、現代の法と権利保障に基づいて設計します。

根拠：基本文章 第二章六／義解 第二章六

**Q55　式部省は、何を記録し、いつ検証・公開するのですか。**

A　政党の公約、提出法案、議員の賛否、政府の決定、予算、執行、成果、未達、方針変更を共通の形式で整理します。検証計画、事業別評価、勧告、政府・県の回答、採否の理由、予算への反映と改善の履行状況まで公開し、何を約束し、誰が決め、いくら使い、何が実現したのかをたどれるようにします。議事録、少数意見、根拠と変更履歴も残し、年次報告は年度終了後六か月以内に公表します。

毎年は全事業の実績と業務を点検し、三年目は中間の成果と設計の見直し、五年目は累積成果、総費用、継続の根拠を調べます。詳細評価の深さは規模とリスクに応じて定めます。未確定値は区別し、資料が不足していても判明分と補完予定を期限内に示します。担当者が替わっても、成功と未達の両方から次の仕事を考えられるようにします。

根拠：基本文章 第二章六／義解 第二章六

**Q55 の 2　決算なくして予算なしとは何ですか。予算を止めますか。**

A　要求の順序を定める原則です。予算全体を止めるものではありません。新規事業は必要性、代替案、費用、財源、成果指標を事前に示し、既存事業の裁量的な増額は前年度の検証と増額理由を公開します。給付や契約上の支払、災害対応、生活と安全に不可欠な経費は、検証の遅れを理由に止めません。

議会の決算審査が未了でも、確認できた実績による暫定評価を公表し、後から確定値と議会の指摘を反映します。根拠を示せない増額は要求部局の審査で留保し、例外の理由、金額、承認者、再検証期限を公開します。内閣・知事・議会の権限を検証委員会へ移しません。

根拠：基本文章 第二章六・注 31／義解 第二章六・典拠 43

**Q56　式部省が、新しい権力にならないのですか。**

A　権限の範囲と監督の手続を先に定めます。式部省は統治記録を収集・保存・公示し、予算・決算検証委員会が事業を評価して改善を勧告します。政策や法律・予算の最終決定、執行、刑罰や懲戒、司法判断、人事査定、歴史解釈の決定は行いません。委員会が単独で予算を変更・停止することもありません。

執行部は勧告の公表後六十日以内に対応を回答し、議会が審議します。違法行為の疑いを把握しても、自ら処罰せず、権限のある既存の機関へつなぎます。政治的な理由で記録を隠す権限もなく、法令上公開できない情報は、非公開の根拠、範囲、責任者、期間、公開を再検討する日を公示します。

根拠：基本文章 第二章六／義解 第二章六

**Q56 の 2　検証で現場の仕事が増えませんか。**

A　追加の作業は生じます。その負担を小さくする設計を先に置きます。共通番号と既存資料を使い、重複提出と転記を減らします。全件は毎年の基本点検、詳細評価は三年目・五年目と重点事業を中心に行います。試行で作業時間を測り、事業類型別の標準時間と超過時の扱いを決めます。記入だけでなく、照会、データ整備、聴取の時間も公表し、様式と体制を改めます。

根拠：義解 第二章六／滋賀県三大政策 付録二 二・三／付録三 別紙一・二

**Q57　記録・検証を行う式部省自身は、誰が確かめるのですか。**

A　選任への国会の関与と予算統制、会計検査、外部評価、訂正と救済の手続によって確かめます。運営の責任を担う合議体は七人、任期六年、再任なしとし、二年ごとに二人・二人・三人の順で交代する案です。長は委員の互選で選び、内閣が任命する案とします。

候補者は公募と推薦で募り、両院合同の公開資格審査と専門家の公聴会を経て、両院の同意を得て内閣が理由を示して任命し、天皇が認証します（現行憲法の下で新たな設置法により置く段階では、会計検査院の検査官、人事官と同じ形式。自主憲法では天皇の任命を国事行為として定める形を検討）。評価対象機関の役職や政党の役職との兼任を認めず、利害関係のある審査からは外れます。解任は重大な職務違反や長期の職務不能などに限り、弁明、理由の公開、司法による救済を保障します。

予算は独自に要求して国会が決め、会計は会計検査を受けます。記録の採否、訂正請求、異議申立ての手続を定め、事実の誤りと評価意見の違いを分けて扱います。

外部評価は三年ごとに、国会が公募で選ぶ専門家が行います。評価される式部省が、評価者を単独で選ぶ仕組みにはしません。予算・決算検証委員会を含め、利益相反、除斥、公表期限を定め、費用、作業時間、成果、訂正や勧告への対応を公開します。

根拠：基本文章 第二章六／義解 第二章六

**Q57 の 2　効果が確認できない事業は廃止しますか。**

A　廃止の判断は、確かめたうえで行います。未確認だけで廃止することはしません。効果未確認リストは、確かめる対象と期限を示す一覧です。未測定、測定途中、成果未達、因果関係が不明な場合を区別し、担当、方法、期限を定めます。教育、研究、子育て、防災等は途中の到達点と長期の効果も見ます。確認期限を過ぎた事業は、増額の有無にかかわらず重点評価し、継続、縮小、統合、廃止を比較します。継続する場合は理由、改善期限と次回評価日を公表します。根拠のない裁量的な増額は留保します。法定給付等は検証・一覧の対象から外すのではなく、必要な支払を止める扱いから除きます。誤りや未達成を自ら報告したことだけで人を不利益に扱いません。

根拠：基本文章 第二章六・注 31／義解 第二章六／滋賀県三大政策 付録二 二

**Q58　式部省は、公文書館や既存の監査・評価とどう違うのですか。**

A　国立公文書館と公文書管理制度が担う保存・利用、会計検査、監査、既存の政策評価の仕事を踏まえて設計します。式部省構想では、公約、法案、予算、実行、成果、未達、方針変更を、政党や政府、国会をまたぐ「政策の一生」として追い、改善の勧告が実行され、予算と成果にどう反映したかまで毎年確かめます。

既存の検査・監査・評価資料を共通の台帳へ接続し、同じ資料を重ねて提出させないようにします。既存機関を連携させる案とも比べ、追加する機能、責任の分担、必要な人員と純増費用を示します。費用は実測した業務量を基に、人件費、情報基盤、記録の保存、評価・公開の仕事に分けて算定します。

根拠：基本文章 第二章六・注 8／義解 第二章六・補編／巻末典拠 14

**Q59　式部省と滋賀県の検証制度は、いつ、どうつくるのですか。**

A　党内の記録・検証機能から始め、自治体や公職者との共通記録、既存の公的機関を法令の範囲でつなぐ公開・検証基盤へと進めます。国の式部省は、現行憲法の下で新たな設置法により置く段階と、自主憲法に置く独立機関への段階を分けて構想し、設置時期はまだ確定していません。

準備初年度は、本会が責任者を定めて制度設計に着手した日を起算日とします。九十日以内に目的・対象・指標票の案を公表し、百八十日以内に検証後の算定条件、既存機関との比較、費用、権利と現場負担への影響を示します。年度内に、本会の権限と予算で行える試行の可否を決めます。未測定の事項があれば、不足の理由、追加調査、次の判断日を公表し、基準を満たさないまま試行を広げません。国や県の制度を動かすには、別に法令・条例と予算の手続を要します。

滋賀県では国の設置を待たず、条例に基づく知事の附属機関として検証制度を先行実施する案です。2027 年度に条例、費用、台帳、評価様式を準備し、2028 年度に開始、2030 年度に三年目評価、2032 年度に五年目評価を行う工程を提案します。条例と予算の手続を経て実施します。県が市町の予算を一方的に変更する制度にはしません。

根拠：基本文章 第二章六・第四章一／義解 第二章六・第四章三／巻末典拠 14／滋賀県三大政策 付録三 別紙三

**Q59 の 2　棚卸しで財源を生み出せますか。いくら見込めますか。**

A　棚卸しで重複する事業、過大な契約、役割を終えた支出を見直し、優先する政策へ振り向ける財源を生み出すことを目指します。節減額を保証するものではありません。対象、変更内容、移行費用、使途制約及びサービスへの影響を確認し、予算で再配分します。決算で実現額と見込みとの差を確かめます。到達額は個別事業の検証で示します。

滋賀県版の見直し候補 90.2 億円（五年計。県事業の見直しと時間外勤務等の縮減）は、確保済み額ではありません。財源表は、候補、予算措置済みの見込み、確認した実績を分け、新しい候補と不成立の候補を更新します。歳出減を同額の歳入として重ねず、一時収入と恒常財源、支出時期の変更を区別します。検証と移行の費用を差し引き、市町や利用者への負担転嫁を削減効果とみなしません。政策別・年度別に必要額と充当可能額を照合し、実施対象と開始時期を公表します。

根拠：基本文章 第二章六／義解 第二章六・典拠 44／滋賀県三大政策 付録一・付録二 三

## 七　自主憲法

### Q60　「自主憲法」とは何ですか。

**A**　日本国民が自らの歴史、現在、未来を踏まえて草案をつくり、全国で論じ、現行憲法の適法な手続を通じて国会と国民へ提案する憲法構想です。「自主」とは、国民自らが最初から草案づくりに関わるという意味です。大日本帝国憲法と日本国憲法、二つの近代憲法の成立過程と運用を史料から確かめたうえで、今の国民が国の基本秩序を考え、それを全国運動として進めます。

根拠：基本文章 第三章第一

### Q61　現行憲法を否定するのですか。

**A**　現行憲法を否定せず、その定める手続に従って提案します。改正には、第 96 条に基づく各議院の総議員の三分の二以上の賛成による発議と、国民投票での過半数の承認が必要です。本会の役割は、草案をつくり、理由と検討の過程を示して国会と国民へ提案することです。憲法を最終的に定めるのは国民です。草案づくりの基本方針は、男系男子による皇統継承、国民主権、基本的人権です。

根拠：基本文章 第三章第一

### Q62　いつまでに草案をつくるのですか。

**A**　令和 28（2046）年 11 月 3 日、日本国憲法の公布百年までに草案を完成し、全文を公表します。令和 29（2047）年 5 月 3 日の施行百年には、条文、逐条解説、主要な論点、異論、統治機構と財政への影響を添えて、国会と国民へ最終提案します。その前に、令和 10（2028）年の初期検証で寄せられた提案や採否の理由を公表し、毎年の進捗も示します。

根拠：基本文章 第三章第一

### Q63　どの条文を変えるのか、もう決まっていますか。

**A**　条文はこれから、国民参加の討議と検証の中で決めます。出発点は、本会が公表した基本方針と制度の基本案です。基本方針は、男系男子による皇統継承、国民主権、基本的人権の三つです。制度の基本案には、将来の改正発議を各議院の総議員の五分の三以上とする案や、式部省の設置があります。これらを含むすべての条文を基礎研究、地域討議、国民提案、全国検証の中で論じ、権限、費用、財政、危機対応、地方への影響を条文ごとに検証します。結論を固めてから意見を募るのでは、国民参加の意味がないからです。

根拠：基本文章 第三章第一・第四章五

### Q64　草案には、何を定めるのですか。

**A**　皇統と国家の歴史的継続性、国民主権、人の尊厳、国民の権利と責任を明らかにします。そのうえで、国会・内閣・司法・式部省の関係、国と地方の役割、財政、外交、国防、非常時の統治、議決の要件、救済、将来世代への責任を定めます。具体的な権限や対象、手続、期間、責任者は、法律や条例に記します。国家の目的と、その権限の根拠と限界を、同じ文書の中で明らかにすることを目指します。

根拠：基本文章 第三章第一

**Q65　草案づくりの基本方針は何ですか。**

A　男系男子による皇統継承、国民主権、基本的人権の三つです。これは本会が草案づくりに臨む立場で、参加者にすべてへの賛同を求めるものではありません。本会の方針、討議を経た修正、なお一致しない争点は区分して示します。党の草案は本会が責任を持って示す一つの提案で、国民全体の合意は、憲法の定める手続と国民の判断によって形づくられます。

根拠：基本文章 第三章第一

**Q66　国民は、どのように参加できるのですか。**

A　最初から全国運動として参加できます。地域討議は全国 47 都道府県で、対面とオンラインを組み合わせて行います。参加する人は、必要な資料を受け取り、質問し、条文案と理由を提出し、自分の提案がどう扱われたかの回答を受け、段階ごとの草案の検証に加われます。窓口があるだけで、資料が読めず提案の扱いも分からなければ、参加の実感は残りません。そこまでを参加の条件と考えています。

根拠：基本文章 第三章第一

**Q67　提出した意見は、どう扱われますか。**

A　すべての提案に受理番号を付け、採用、修正採用、継続検討、不採用のどれかに区分して、理由を示します。論点、提案、採否の理由は記録して公表します。不採用でも理由を示すのは、提案した人が「聞き流された」のではなく「検討のうえ採らなかった」と確かめられるようにするためです。

根拠：基本文章 第三章第一

**Q68　本会の方針に賛成しない人も、参加できますか。**

A　参加できます。本会が提案の主体であることと、参加者全員が同じ立場であることは別です。異なる立場の提案も受け付け、採否と理由を示します。最終草案では、もとの方針どおりの箇所、討議を経て修正した箇所、なお一致しない争点を分けて示し、少数意見も添えて公表します。

根拠：基本文章 第三章第一

**Q69　草案は、どのような段階でつくるのですか。**

A　六つの段階で進めます。歴史、権利と責任、統治、地方自治、財政、外交・国防、将来世代の課題を調べる基礎研究から始め、各地の暮らしと課題を持ち寄る地域討議、書面・対面・デジタルでの国民提案と進みます。そのうえで、条文と逐条理由を同時に公表する第一次草案を出します。次が全国検証です。条文ごとに権限、費用、危機対応、地方への影響を確かめ、第二次草案をつくります。最後に、修正履歴、残る争点、少数意見を添えて最終草案を公表・提案します。

根拠：基本文章 第三章第一

**Q70　将来の改正発議を「五分の三」とするのはなぜですか。**

A　各議院の総議員の五分の三以上を求め、国民による最終確認へ進む制度を「基本案」としています。現行の三分の二以上とは別の将来案で、実現には現行憲法の手続が要ります。三分の二では、国民に問う機会そのものが開かれにくく、要件として大きすぎると本会は考えます。過半数では、その時々の多数で国の土台が動きます。その間に置いたのが五分の三です。この基本案も、一周年再検証と全国討議の対象です。国民投票の成立要件や周知期間などとあわせて各国の制度と日本の統治経験を比べ、選択の理由を示します。

根拠：基本文章 第三章第一／義解 第三章二

**Q71　本会の草案が、そのまま憲法になるのですか。**

A　本会の草案は、国会と国民への一つの提案です。本会が行うのは、参加の仕組みを整え、期限までに草案を完成・公表し、提案するところまでで、改正の実現には国会の発議と国民の承認が必要です。草案を提案する本会の責任と、憲法を最終的に定める国民の権限を区別しています。全面改正に関する憲法学上の論点も検証し、残る争点を明らかにします。

根拠：基本文章 第三章第一

## 八　歴史と歴史博物館

**Q72　国立日本歴史博物館とは何ですか。**

A　中央館、全国の地域連携網、共通のデジタル基盤を結ぶ構想です。中央館は、日本の通史と国家的な課題の展示、研究、資料修復、教育、国際発信を担います。地域連携網は、全国の博物館、資料館、図書館、学校、大学、寺社、自治体、企業、地域団体を結びます。地域の資料をその土地で守りながら、学校教育や巡回展示、聞き取り調査、災害時の資料救援に生かします。デジタル基盤では、目録や画像、翻刻、地図、年表、出典、異論の記録を検索し、比べられるようにします。

根拠：基本文章 第三章第二

**Q73　いつ開館するのですか。**

A　戦後百年となる令和 27（2045）年 8 月 15 日までに中央館を開館し、全国の地域連携網と共通のデジタル基盤を稼働させます。全国を結ぶ統合デジタル記録百万件が目標です。ただし、件数だけを追うことはしません。一件の数え方、重複の扱い、出典情報、権利処理、保存と更新の費用を試行段階で定め、所在が分かり、内容を確かめられ、研究や教育に使える記録を着実に残します。

根拠：基本文章 第三章第二

**Q74　どこに建てるのですか。費用はいくらですか。**

A　場所も費用も、比較検討のうえでこれから決めます。新築か既存施設の活用・改修かを含め、整備方式、建設費、運営費はまだ確定していません。中央館を開館するという目標と、建物を必ず新築するという決定は別です。まず所有者の同意を得た資料でデジタル保存を試行し、一件当たりの作業と費用を示したうえで、初期費用と年間維持費、公費と民間負担を政策白書で示します。

根拠：基本文章 第三章第二・工程と財源

**Q75　何を展示・記録するのですか。**

A　皇統（こうとう）と国家の形成、法と政治、地方自治、外交、産業と科学技術、信仰と文化を扱います。国を動かした人々の記録に加え、農地、工場、商店、家庭、学校、寺社、自治会、消防、医療、福祉を支えてきた人々の歩みも残します。一つの家庭の写真や手紙、一つの企業が守ってきた技術も、日本の歴史を知る史料です。国家史と地域史、統治者と生活者、功績と苦難、成功と失敗を、史料に基づいて残します。

根拠：基本文章 第三章第二

**Q76　戦争の記録は、どう扱うのですか。**

A　英霊を含む戦没者、軍人・軍属、空襲、原子爆弾、地上戦、疎開、引揚げ、抑留、占領下の暴力、戦争孤児、遺族、傷病者、故郷や財産を失った人々の体験を残します。日本人の被害と体験を正面から残し、日本と関わる戦争で被害を受けた国外の人々の記録も、国籍や立場を越えて残します。追悼の気持ちと、個々の出来事を示す証拠は、どちらも欠かせません。立場の異なる資料は、比べられる形で公開します。

根拠：基本文章 第三章第二

**Q77　展示内容が、政治的に偏りませんか。**

A　研究と展示を政治から独立させる仕組みを、最初から組み込んでいます。研究・展示・資料評価は、政権、政党、一時の世論から独立させ、設置法、公開基準、専門家による審議に基づいて行います。資料の採否、展示方針、解説、訂正の理由を公開し、展示全体を五年ごとに総合検証します。党の期待する結論に合わないという理由で研究を変えさせれば、国民が歴史を自分で考えるという目的を損なうと、本会自身についても明記しています。

根拠：基本文章 第三章第二／義解 第三章

**Q78　英霊について、どう考えていますか。**

A　国を守るために命を捧げられた英霊へ、感謝と敬意を捧げます。もう一度見たかった故郷があり、会いたかった家族がいて、生きたかった明日があった人々です。同時に、戦争とその前後の混乱で命を失い、傷つき、家族や故郷を失った国内外の人々を追悼します。追悼と、戦争の原因や責任を史料から確かめる仕事をともに引き受けることが、歴史への責任です。

根拠：基本文章 第一章一・後文／義解 後文義解

**Q79　歴史の「誇り」と「過ち」を、どう扱うのですか。**

A　両方を学ぶべき歴史として扱います。誇りだけを選んで残せば、同じ失敗を避ける知恵を失います。だから、確認できる事実、史料から導く解釈、後世の評価を分け、出典と論拠を示します。古いというだけで捨てず、崇めもしません。何を受け継ぎ、何を改めるかを、一人ひとりが自分で考えられる材料を残すことを目指します。

根拠：基本文章 第一章一・第三章第二

**Q80　教育勅語を、教育に取り入れるのですか。**

A　成立と運用の歴史を持つ史料として読み、論じます。教育勅語は明治 23 年（1890 年）の国家文書で、昭和 23 年（1948 年）6 月 19 日に衆議院で排除決議、参議院で失効確認決議が行われました。父母に孝、兄弟に友、夫婦の和、朋友の信、恭倹、博愛、学問、徳器、公益、法令、そして危機のときの義勇の徳目は、家族への愛から今を共に生きる人々へ関わりを広げる本会の横の軸と重なるので、人と人の間の徳として受け継ぎます（正本第二章八①〜⑪）。義勇については、原文が「皇運を扶翼す」と天皇への献身に結ぶところを、本会は家族と隣人と国を守る勇気に置き直し、置き直してあることを正本に明記しています。徳目を臣民の務めとして国家への献身に束ねた枠組みと、学校で奉読を求めた運用は、歴史として学びます。教育の現場に奉読や暗唱を持ち込む考えはなく、思想・良心・信教の自由と学問の自由のもとで読み、論じます。

根拠：基本文章 第二章八／義解 第二章

**Q81　五箇条の御誓文から、何を学ぶのですか。**

**A　五か条をすべて読みます。①広く会議を興し万機公論に決すべし（論事と日本的民主主義）、②上下心を一にして経綸を行う（中和とシラス）、③官武一途庶民に至るまで各其の志を遂げ人心を倦まざらしめん（大御宝、安寧と再挑戦）、④旧来の陋習を破り天地の公道に基づく（公準の修正可能性）、⑤智識を世界に求め（学びと国力）。公論によって決め、人々の志を遂げさせ、公に照らして改め、世界に知を求める姿勢を学びます（正本第二章八①〜⑤、本会の読解）。ただし、明治元年（1868 年）の政治参加は、現在の普通選挙とは大きく異なります。言葉だけを切り取らず、時代の違いを踏まえて読みます。**

根拠：基本文章 第二章八

## 九　五つの国力と数値目標

**Q82　「五つの国力」とは何ですか。**

A　人口、資源、技術、経済、国防の五つです。自らの進路を自ら決めるには、それを支える力が要るので、この五つを育てることを五大政策の第五に置いています。五つは互いに支え合っていて、技術があっても、担う人が育たなければ受け継げません。その関係全体を一つの国力として考えます。教育、公徳（こうとく）、文化、制度への信頼が、その五つを支えます。

根拠：基本文章 第三章第五

**Q83　人口について、何を目指すのですか。**

A　希望する結婚、出産、子育て、学び、働き方、地域での暮らしを、経済的・社会的な事情で諦めずに済む条件を整えます。所得、住まい、雇用、教育、医療、保育、仕事と家庭の両立、地域の支えを一体で考えます。評価も、出生率の数字だけでは行いません。若年層の実質所得、住宅費の負担、保育の利用、結婚・出産の希望と実現の差を追います。

根拠：基本文章 第三章第五

**Q84　出生率の目標は、子供を持つことを求めるものですか。**

A　合計特殊出生率は、社会全体の出生の動向を確かめる結果指標です。数字を上げるために産めとは言いません。目指すのは、子供を望む人が経済的・社会的な事情で諦めずに済む社会です。だから評価は、所得、住宅費、保育、結婚・出産の希望と実現の差などの過程の指標と合わせて行います。子供を持つかどうかを含め、一人ひとりの人生と選択を尊重します。

本会の言う家族は血や形によらないので、養子、里親、血縁によらない養育も、同じ家族として支えます。

根拠：基本文章 第二章冒頭・第三章第五

**Q85　資源について、何を目指すのですか。**

A　国土、水、農地、森林、海洋、食料、エネルギー、鉱物を守ります。生産量だけを見ず、種苗、肥料、飼料、用水、加工、物流、備蓄までを一つの供給網として整えます。国内で作物を育てても、肥料や飼料を輸入に頼っていれば、危機のときに供給は続きません。国内生産、循環利用、複数の調達経路を組み合わせ、平時にも危機時にも暮らしと産業を支えます。

根拠：基本文章 第三章第五

**Q86　技術について、何を目指すのですか。**

A　職人の技能、製造、農業、医療、基礎研究から、情報通信、人工知能、宇宙、防衛まで、技術を国内で育てます。研究の成果を産業や地域の仕事に生かし、人材、技術、知的財産を日本に蓄積します。研究開発費の目標とあわせて、研究人材、国内投資、実質所得への波及まで確かめます。

根拠：基本文章 第三章第五

**Q87　経済について、何を目指すのですか。**

A　経済を、世を治め人々の暮らしを支える「経世済民」の営みとして捉えます。国民の実質所得を高め、企業の投資と国内の生産力・供給力を育てます。重視するのは、働いた成果が暮らしに返ることです。中小企業、農林水産業、製造業、建設業、商業、物流、医療、介護、サービス業が、地域で人材と雇用を確保し、次代へ仕事を渡せる環境を整えます。

根拠：基本文章 第一章六・第三章第五

**Q88　国防について、何を目指すのですか。**

A　国民、国土、主権（しゅけん）から産業、資源、文化、社会基盤まで守ることです。人員と装備だけでは考えません。情報、サイバー、宇宙、弾薬、燃料、部品、輸送、修理、医療、備蓄、国内生産、国民保護までを一つの体制として捉え、抑止から危機の察知、防衛の継続、被害からの復旧まで備えます。憲法上の防衛の位置づけは、自主憲法の草案づくりの中で他の条文とあわせて検証し、議論します。

根拠：基本文章 第三章第五

**Q89　数値目標は、どのようなものですか。**

A　令和 27（2045）年の長期目標は、合計特殊出生率 2.10、カロリーベースの食料自給率 60%、危機時の基礎食料供給能力 100%、エネルギー自給率 40%、研究開発費の国内総生産比 4.5%、実質中位可処分所得の令和 8 年比 40%増です。令和 17（2035）年の中間目標は、順に 1.50、50%、80%、30%、4.0%、20%増とします。どの指標も、定義と算定方法を公表したうえで検証します。

根拠：基本文章 第三章「中間目標と長期目標」

**Q90　数値目標は、実現できる見通しなのですか。**

**A　表の数値は本会が目指す政策目標で、実績値や達成の予測とは区別しています。現時点で達成の見通しは示していません。現状から大きく離れた目標もあります。達成できるかを判断する具体策、効果、財源の試算は、今回の資料では示していません。だからこそ目標、実績、予測を混同せず、同じ条件で確かめます。政策白書では、目標値、現状値、到達条件、先行指標、政策手段、財源、年度工程、未達時の見直し条件を同じ表で示します。令和 17（2035）年に中間評価、令和 27（2045）年に総合検証を行い、次の目標を示します。**

根拠：基本文章 第三章「中間目標と長期目標」

**Q91　数値目標の進み具合は、どう確かめるのですか。**

A　最終の数字より先に、途中で何が変わったかを確かめます。人口なら若年層の実質所得、住宅費負担、保育の利用、結婚・出産の希望と実現の差です。食料とエネルギーは生産量に加えて投入資材、備蓄、供給の継続、技術と経済は研究人材、国内投資、実質所得への波及を見ます。基準年、対象、算定方法を公表し、全国の平均値が改善しても特定の地域や世代に負担が偏っていないかを見落とさないようにします。

根拠：基本文章 第三章「中間目標と長期目標」

**Q92　「危機時の基礎食料供給能力」とは何ですか。**

A　危機のときに、国民に必要な基礎的な食料を国内で供給し続けられるかを測る、本会独自の指標です。対象とする食料、必要な熱量、期間、投入資材、備蓄の条件を定めて測ります。公表統計のカロリーベース食料自給率は平時の供給割合なので、危機時の備えは別に確かめる必要があると考えて設けました。詳細な算式はまだ確定していません。算定条件を公表し、他の人が同じ資料から計算を確かめられる形にしてから検証を始めます。

根拠：基本文章 第三章／義解 第三章七

## 十　財源・組織・今後

**Q93　党の活動資金は、どう集めるのですか。**

A　日本国民である個人からの資金が基礎です。会費、個人寄附、適正な研究協力事業収入、本人確認を経た日本国民個人によるクラウドファンディングで構成します。政党助成金は、法律の要件を満たしたときに受け、使途を公表します。企業・団体からの献金は受けません。クラウドファンディングは、目的、目標額、期間、未達時の扱い、返金条件、使途、残額処理、成果報告を募集前に示します。本部による会計情報の集約と、各団体に法令上必要な帳簿・収支報告は区分し、承認の権限と監査は規約・会計規程に定めます。

根拠：基本文章 第四章四

**Q94　五大政策の財源はどうするのですか。**

A　党の活動と国家事業とを分けて考えます。党の活動は個人からの資金で行います。国家事業は、必要な法律と予算を国会で審議・議決します。公的投資、恒常的な財源、既存事業の見直し、国有資産、民間投資の組合せは事業ごとに検討し、第三から第五の柱は、国内に住む個人と国内の事業会社が自らの意思で買う未来国債を財源の柱の一つとします（Q106〜Q115）。

手順は、国と滋賀で分けます。結党の時点で本会に国会の議席はありません。未来国債、未来クレジット、家族資本、最低保障の制度は法律を要するので、国会議員の当選後に法案として提出することを目指します。滋賀では、県議会の議席を得たのち、暮らしの基盤保障の実証地域と特区提案の準備を県に求め、予算審査で確かめることから始めます。

費用には未確定の部分があり、初期費用と年間維持費、公費と民間負担、既存事業との重複、他政策との優先順位は、政策白書・工程表で示します。

既存事業の見直しは、候補額を確保済み財源とせず、予算措置と決算の実績を分けて示します。事業検証の手順は Q55 の 2、財源の見通しの扱いは Q59 の 2 で説明します。

根拠：基本文章 第二章六・第三章「国家政策の工程と財源」・第四章四

**Q95　基本方針と、これから具体化する政策の条件は、どう分けていますか。**

A　基本文章では理念と原則、制度の骨格、方向と目標、検証の責任を示し、政策書・財源表・工程表で実施の条件を具体化します。示した制度案にも、法改正、費用、実施体制、経過措置などをさらに定める必要がある部分があります。方針を定めたことと、法案や実施条件がすべて確定したことを区別します。

地域で論じ、暮らしと国力の現状を確かめ、試行の結果を公表しながら具体化します。国籍・選挙資格と外国人就労の制度案で残る設計事項は Q147 にまとめています。

根拠：基本文章 第二章一・六・第三章「国家政策の工程と財源」・第四章四／義解 第二章一・六

**Q96　活動の成果は、いつ確かめられますか。**

**A**　毎年確かめられます。令和 10（2028）年の初期検証では、自主憲法に寄せられた提案と採否の理由、歴史資料のデジタル保存の試行結果、五つの国力に関する全国と滋賀の基礎資料の比較などを公表します。令和 12（2030）年には実績、費用、課題を総括し、拡大する事業、改める事業、継続しない事業を理由を付けて示します。進捗、費用、成果、未達、変更理由は毎年公表します。目標が先だからといって、評価は先送りしません。

根拠：基本文章 第三章「国家政策の工程と財源」・第四章四

**Q97　党の運営は、どう公正に保つのですか。**

**A**　国家に求める基準を、まず自分たちに当てはめます。会長から会員まで、権限、役割、任期、責任を規約に定めます。人事、公認、資金、懲戒、情報を扱う権限には、監査や利益相反の管理、異議申立て、救済の手続を対応させます。全国組織と地域組織に式部機能を置き、公約や議決、賛否、会計、方針変更、訂正を記録します。仲間や創設者を含むすべての役職者の判断を、同じ基準で検証します。

根拠：基本文章 第四章一

**Q97 の 2　本会自身は何を公開し、県の制度ができる前に何をしますか。**

A　まず本会の収支と活動を公開します。年間決算は会計期間終了後に、法定の収支報告書と整合する検証票を添えて公表し、途中の報告には中間報告と明記します。

そのうえで、県の公開資料を用いた決算白書を作ります。2026 年内は十事業の試作、2027 年は百事業の整理を目標とし（本会の執行部の作業計画です）、試作で確認した時間・費用・人員から実施範囲を定めます。選定基準を先に公開し、担当部署への照会と当事者の聴取を行い、回答がない場合もその状態を明記します。本人に確認した声を記録し、資料、解釈、未確認事項を区別します。これは本会の評価であり、県の公式評価ではありません。県議会に議席がなくても資料の調査、情報公開請求、要望や陳情は進められます。条例や予算の成立は、知事・議会の手続を経て実現を求めます。

根拠：基本文章 第四章一・四／義解 第四章三／滋賀県三大政策 付録二 一・付録三。決算白書の件数目標は本会執行部の作業計画

**Q98　既存の政党と、何が違うのですか。**

**A**　国家に求める透明性と記録の原則を、まず自らの組織に適用する点です。選挙後には、事前の目標と実際の得票、費用、成果、未達を照らし合わせて公表します。少数意見と採用しなかった理由を記録し、結果が出た後に読み直します。基本文章も固定せず、結党一周年の再検証から見直しを重ねます（Q100）。

根拠：基本文章 第四章一・三・五

**Q99　日本に住む外国人を、どう考えますか。**

A　遠い兄弟です。本会は、人類を一つの一族とみる立場を選びます。外国人であることを理由に、一人の人としての尊厳を軽く扱いません。日本には、外から来た人々も暮らしと仕事を重ね、社会を担ってきた歴史があります。本会が血筋を調べて、その人を家の内か外かと決めることはしません。

文化と歴史は違います。兄弟だから同じになるのではなく、兄弟だから互いの違いを侵さない。そして、兄弟だからこそ礼が要ります。親しき仲にも礼儀あり。本会は、日本に住む外国人に対しても、外国人が日本に対しても、この礼と尊重を同じ理由で求めます。

礼は、互いの立場を考え、違いを侵さずに接する務めです。礼が十分でないと判断したことだけを理由に、法に基づく権利や保護を取り上げることはしません。

アイヌの人々や琉球の人々は、それぞれ固有の歴史と文化を持つ人々です。その歴史を、外国人の在留や移住の話にひとまとめにはしません。人類を皆兄弟とみる倫理と、国籍、在留、帰化、参政権を定める制度も、区別します。在留や帰化、権利と義務は法で定め、その扱いを公準に照らして確かめます。

本会は永住者を含む外国人への地方参政権に反対します。帰化によって日本国籍を得た人は日本国民で、選挙権は帰化と同時に、年齢等の共通要件に従って持ちます。本会が提案するのは、立候補までに帰化から一定の年数（市町村議会十年、都道府県議会と市町村長十五年、国会議員と知事二十年）を置くことと、内閣総理大臣など国家の頂点の公職を出生による国民に限ることです。自主憲法で定める事項とし、施行までは現行制度を適用します。詳しくは Q127〜Q132、開示の範囲は Q134〜Q135 に示します。

本会の帰化後二十五年間の公認制限は、法令上の被選挙権を持つ者に適用する党内の候補者選考基準で、国の制度とは別です。

党内の二十五年基準も、最適な期間として実証済みではありません。一周年再検証で居住や地域での貢献、日本社会との関わりを確かめ、維持・変更の理由と少数意見を公表します（Q136）。

根拠：基本文章 前文・第一章四・第二章一・第四章一／義解 序その五・第二章一・第四章一／巻末典拠 12

**Q99 の 2　アイヌや琉球の人々を、どう考えますか。**

**A**　本会は、同じ根から分かれた兄弟とみます。アイヌの人々、琉球の人々、本土の人々は、縄文以来の祖先の一部を共有し、それぞれの地域で移住と交流を重ねてきました。古代ゲノムの研究は、その共通性と地域ごとの違いを明らかにしつつあります。

同じ祖先を受け継いでいても、言葉、信仰、暮らし、歩んだ歴史は違います。文化が形づくられた時期と、その祖先が土地に暮らし始めた時期も同じではありません。民族の歴史を、遺伝子の割合だけで決めることはできません。

だから本会は、「日本人より前からいた別の民族」として、本土の人々とは全く起源を異にするかのように分ける説明を採りません。祖先の一部を共有することと、アイヌの人々が北海道などで和人に先住したことは両立します。本会は、アイヌ施策推進法が定める先住民族としての位置を尊重します。共通の祖先を持つという研究と、先住民族としての法的位置づけは、別の問いです。

同じだとして違いを消すことも、本会はしません。兄弟だから侵さず、兄弟だから礼をもって接します。アイヌの言葉と祭り、琉球の言葉と祭りを、その担い手を尊重しながら共に受け継ぎます。これを兄弟と受け取るのは、本会が選ぶ立場です。

「兄弟」という本会の受け取り方によって、当事者が自らをどう呼び、どの歴史と文化に属すると考えるかを決めることはしません。当事者自身の言葉と異論を、そのまま記録し、説明を確かめる材料にします。

根拠：基本文章 第一章一／義解 序その五・典拠 39・40／巻末典拠 6・7

**Q100　今後、基本文章を変更するのですか。**

A　変更の可能性があります。人は間違う、一人ではすべてを見通せないという人間観を掲げる団体が、自分たちの文書だけは間違わない前提で固定すれば、思想と制度が矛盾するからです。結党後三年間を創設期とし、結党から一年後に、根拠、異論、実際の結果まで含めて基本文書体系全体を正式に再検証します（一周年再検証）。創設評議会、初期の執行部及び初代の会長の任期は結党から三年で、満了をもって創設期の特別な権限を終え、通常の選挙と統治の手続へ移行します。創設者の自動続投や任期の再起算は認めません。創設期が終わる結党三年後に第一回の総合検証を行い、その後も三年ごとに続けます。まだ完成していないから直すのではなく、自己修正の仕組みを最初から思想に組み込んでいます。

根拠：基本文章 第四章五

**Q101　一周年再検証には、誰が参加できますか。**

A　全党員、都道府県と市町村の地域政党、所属議員、公認候補者、事務局、監査・倫理・異議審査の機関、外部の専門家、そして国民から、少なくとも六十日間、意見を受け付けます。党の外の意見も材料にするのは、一人ではすべてを見通せず、組織の内側だけでは見落としが生まれるからです。改訂案と新旧対照表は初期の執行部が作り、創設に携わった者で構成する創設評議会が、構成員総数の三分の二以上の賛成で採択します。規約の改正手続との接続は、規約に定めます。

根拠：基本文章 第四章五

**Q102　文書を変えた場合、何が変わったか分かりますか。**

A　分かるようにします。検証では、論点、根拠資料、異論、未解決事項を整理して公表します。改める場合は基本文章、義解、Q&A を同時に整合させ、新旧対照と変更理由を残します。改めなかった事項にも、その理由を残します。制度の提案、決定、施行の段階を区別し、未確定の数値や条件が決まったときも履歴を公表します。

根拠：基本文章 第四章五／義解 第二章一・六・第四章五

**Q103　検証の対象は、思想だけですか。**

**A**　基本文書体系の全体です。理念や統治原理、五大政策はもちろん、組織やお金の使い方、情報公開、選挙、政策の実行、暫定的な数値目標まで、全部です。自主憲法の草案づくりに関わる論点も、特定の条文を除くことなく、この検証と国民参加の討議の中で扱います。結党三年後から三年ごとの総合検証では、理念と現実の政治判断、五つの歴史的使命の進捗、組織と党員制度、資金と情報公開、制度が生んだ副作用まで一つの報告にまとめます。

根拠：基本文章 第四章五

**Q104　後文の「民のかまど」とは、何を意味していますか。**

**A**　『日本書紀』の仁徳天皇の物語に由来する言葉です。天皇が高台から見て、民の家々のかまどから煙が立っていないことに困窮を察し、負担を軽くしたと伝えられています。そこに表れた「民の豊かさを統治者の豊かさとする」問いを、本会は今の家々の暮らしへ向けます。現在なら、家計、仕事、医療、教育、地域のつながりを確かめることです。物語の思想を読むことと、出来事を歴史的に実証することは区別しています。

根拠：基本文章 後文／義解 後文義解

**Q105　この会は、最終的に何を目指しているのですか。**

A　先人に誇れる人生と、未来の子孫が誇れる日本です。傷んだところは直し、足りないものはつくり、誤ったところは改め、大切なものは護る。そこに私たちの時代にできる仕事を一つ加え、より良い姿で次の世代へ託します。今の私たちが安寧に暮らせる社会を整えることも、その仕事に含まれます。私たちも、やがて先祖になります。百年後、二百年後の子孫が「あの時代の人々は、まだ生まれていない私たちのことまで考えてくれた」と振り返ってくれる日本を残すことが、本会の願いです。

根拠：基本文章 第一章三・後文

## 十一　未来家族資本・暮らしの基盤保障・未来国債

**Q106　「未来家族資本」とは何ですか。**

**A**　生まれたすべての子に、誕生から三十六か月分の三百万円（基礎枠の利用期限は三歳六か月）を育ちの資本として国が付与し、第二子には三歳以降に家族教育・食費資本三百万円、第三子以降には六百万円を加える制度です。子の育ちという将来の力に充てる元手なので、資本と呼びます。権利は子に属し、出生の日に確定します。どの家庭に生まれても同じ額です。

根拠：基本文章 第三章第三／義解 第三章四

**Q107　三百万円は、誰が、いつ、どのように受け取るのですか。**

A　子の権利として、親が子育ての暮らしに使います。三十六か月で使えば月約八万三千円で、親が望めば、経済的な事情だけで早い職場復帰を強いられずに、三年間、家で子供と向き合える土台になります。働いても権利は保たれます。

権利は誕生から三十六か月分で、使い切る期限はその六か月後の三歳六か月です。制度が始まった年の一月に生まれた子なら、三年後の一月の三歳の誕生日までの三十六か月分を、三年後の七月までに、食品や家賃、保育や医療の自己負担に使います。

現在は現金で払われている〇〜二歳の児童手当（月一万五千円）は、同じ額をこの三百万円のクレジットの中で確保する形に変わるので、家計の純増は月約六万八千円です。第三子以降の児童手当（月三万円）をどこまで統合するかは、政策正本の改定で確定します（本書の段階では未定）。三歳以降の児童手当は、第一子・第二子分は現金のまま変わりません。

最初の五年はすべての子に基礎の三百万円を付与し、第一子から第二子、第二子から第三子への移行率を確かめたうえで、六年目から第二子・第三子以降の追加枠を開きます。

根拠：基本文章 第三章第三

**Q108　現金ではなく「未来クレジット」で渡すのはなぜですか。**

A　使われ方のためです。未来クレジットは政府が発行する、使い道と期限のある電子の給付です。食品、衣料、家賃と住宅ローンの返済、電気・ガス・水道、保育と教育、医療の自己負担、公共交通など、子育ての暮らし全体に使えます。酒、たばこ、賭け事、金券など換金しやすいものは対象から外します。登録した事業者は額面で円に換えられるので、国の費用は円で給付する場合と同じです。期限の中で地域の商店と仕事に向かうことが、この届け方の利点です。

根拠：基本文章 第三章第三／義解 第三章四

**Q109　三百万円を付与すれば、出生率は上がるのですか。**

**A　家族資本は、出生率を動かす条件の一つです。出生率は、若い世代の所得や住まいの費用、働き方、地域の支えと一緒に動く指標です。家族資本は、「希望を諦めずに済む条件」の一つと位置づけています。だから婚姻や第一子の出生、第二子・第三子への移行率、住まいの費用、若い世代の実質所得を出生順位別に追い、五年ごとに金額と使い道を改めます。二十年の総額は、現在の出生数なら約六十一兆円、出生率が令和 27（2045）年に二・一〇へ向かう経路なら約九十八・七兆円で、出生が増えれば費用も増えます。**

根拠：基本文章 第三章第三

**Q110　「暮らしの基盤保障」とは何ですか。**

A　住まい、食事、灯り、人とのつながりという暮らしの土台を、子育ての時期から老後まで同じ仕組みで支える制度です。生活保護の選択制、年金の任意の交換、公的住宅、月十万円に届く最低保障、持ち家の任意の買取りの五つからなります。暮らしの土台を守ることを、本会は政治の務めの土台とします。

根拠：基本文章 第三章第四／義解 第三章五

**Q111　生活保護を、現物に切り替えるのですか。**

A　選ぶのは本人です。現金のままか、食・衣・光熱の現物の保障に未来クレジットの上乗せが付く形かを、生活保護を受ける方が自分で選べます。現物を選んだ方の保障の合計は今と同じかそれ以上とし、医療扶助は今のまま守ります。数地域の実証から始め、実際に選ぶ人がいるか、使われているかを毎年確かめます。

根拠：基本文章 第三章第四／暮らしの基盤保障 政策書

**Q112　年金と住まいは、どう変わるのですか。**

**A　年金は、保険料を納めて得た権利として、そのまま守ります。以下の数値と設計は、別冊『暮らしの基盤保障　政策書』の案によります。年金生活者支援給付金を受ける低所得の方のうち希望する方だけが、受け取った年金の中から食事の保障と、公的住宅が整うのに応じて住まいの保障の利用料を払い、未来クレジット月一万円の上乗せを受けられます。年金の受給権には触れず、いつでもやめられ、参加する人数は毎年度の予算で上限を定めます。**

住まいは、空き家を改修して二十年で公的住宅八十万戸を整える目標を置き（財政の見通しの中心では約七十万戸）、住宅扶助として家賃に払い続けてきたお金を、国と地域に残る住まいに変えます。見守りの付く住まいを三割とし、若い家族、ひとり親、高齢の方が同じ地域に暮らせるようにします。

持ち家を手放したい方からは、空き家になる前に鑑定価額で買い取り、対価は、通常の未来クレジットとは別枠で期限を設けない専用口座で受け取り、希望する方はその資金で未来国債を自ら購入できます（別冊で検討中の案）。この購入分も、年十兆円の発行上限と財政の歯止めの判定に含めます。取得と改修の総額は約九兆円で、国が約六・六兆円、自治体の予算と地方債が約二・四兆円を負担します（別冊『暮らしの基盤保障　政策書』の試算）。

根拠：基本文章 第三章第四／暮らしの基盤保障 政策書

**Q113　月十万円の最低保障の財源は、どうするのですか。**

A　年の追加費用は、全国で始めて五年目に約〇・七九兆円、二十年目に約一・七一兆円で、その六〜七割が最低保障です。最低保障の恒常財源の候補は、改革パッケージの三つで計約〇・九五兆円で、法改正の成立分から順に充てます。金融所得への所得に応じた課税（別冊では「なめらか課税」）で約〇・三兆円、高所得の年金受給者の国庫負担分の見直しで約〇・二兆円、七十五歳以上の医療の窓口負担を原則二割とし、所得・資産の多い方は三割、介護の二割負担も広げることで約〇・四五兆円です。

二十年目の最低保障一・一〇兆円に届かない約〇・一五兆円は特例公債で賄い、額を毎年公表します。恒常財源は第一回の五年評価までに確定させ、確定するまでは特例公債で賄います。最低保障の分で五年間に最大約二・七兆円です。

対象は、七十五歳以上の単身の方など、最も支えが必要な約百十万人から始め、財源が決まった分だけ広げます。上乗せの額は保険料を納めた期間に応じて決まり、平均で月約四万円を見込んでいます。無年金の方は最低保障の対象外で、生活保護の選択制で支えます。

根拠：基本文章 第三章第四／暮らしの基盤保障 政策書

**Q114　「未来国債」とは何ですか。二百兆円は集まるのですか。**

A　国内に住む個人と国内の事業会社が、自らの意思で買う二十〜四十年の国債です。利子は円で、同じ年限の国債の市場利回りを基準に払います。個人は購入額の五％（控除対象は一人年一千万円の購入まで）を所得税から、国内の事業会社は購入額の三％を法人税から控除します。十年以上保有した個人には、相続時の評価を五〇％とする特例を一人一億円まで設け、効果を毎年公表し、見合わなければ上限を見直します。年十兆円を上限に二十年で最大二百兆円を募り、子供の育ち、学び、食料・エネルギー・研究・産業・住まい・国防に長く投資します。

集まるかどうかは、家計の金融資産と国債の保有構成を、日本銀行「資金循環統計」等によって確かめます。金融資産の総額を、そのまま未来国債へ移る購入資金とはみなしません。統計の時点、資産の種類、換金の条件を別冊に示し、需要の見通しを更新します。

ただし、資産が多いことだけを販売の根拠にはしません。年十兆円の販売見込みは、既存商品との競合、金利、税制、資金移動の影響を含めて検証します。発売前に、年限・利率・税制の組合せごとの需要を第三者の調査と限定販売で確かめます。

二百兆円は本会が法律で定めることを提案する上限で、財政の見通しの中心は約百七十五兆円です。二百兆円に届く条件は、成長しても長期金利が大きく上がらないことで、本会自身、これを最大のカギと評価しています。発行は実際に買われた額の範囲とします。

根拠：基本文章 第三章・注 22／『日本未来プロジェクト　国家政策正本・財政持続可能性説明書』

**Q115　借金が増えて、財政は持つのですか。**

A　以下の数値は別冊の統合モデルの試算値で、実施前に更新します。国と地方の債務の対 GDP 比を基準の水準（本会の統合モデルの令和 9（2027）年度の値で約百九十一％）より上げないことを、法律の歯止めにします。上回れば発行を絞り、判定に応じて予備の財源を使います。どの水準でも、国の利払費が税収の四割に達すれば停止を判定し、物価を除いた実質の利払いが GDP 比二％に達すれば半減を判定し、いずれも翌年度から適用します。判定は独立した財政評議会が行います。

統合モデルの試算では、改革パッケージと生産性の伸び年二％のもとで、債務比率はほぼ基準の水準に保たれるという試算です。負担も先に書きます。二十年で元本二百兆円の債務が増え、利子は利回り三・五％なら二十年で約七十兆円、税額控除の費用は年最大約〇・五〜〇・六兆円です。

予備の財源とは、租税特別措置の見直しなど GDP 比〇・五％の増収措置です。

中心の見通しでも、令和 24（2042）年度に実質の利払いが GDP 比二％に達して半減を判定し、翌年度から適用します。利払費は令和 29（2047）年ごろ税収の四割に近づく見通しで、停止線が働く前に半減判定と予備の財源が先に動きます（試算表 14-1 の中心の見通し。上下の幅は同書）。前提の一部が外れれば累計は百三十〜百七十兆円、生産性の伸びが年一％にとどまれば約百四兆円で、令和 20（2038）年度に停止を判定し、翌年度から適用します。

根拠：基本文章 第三章・注 22／『日本未来プロジェクト　国家政策正本・財政持続可能性説明書』／義解 第三章八

## 十二　家族・継承・公徳への十の問い

義解の付録に置いた十の反論を、ここでは短い問いと答えにまとめました。詳しい説明と典拠は、各問の関連箇所で確かめられます。

### Q116　国を家族にたとえるのは、家族国家観の再来ではありませんか。

**A**　本会がいう家は、互いを支配する家長のいない兄弟の家です。国の判断は国民が担い、批判や異論を不孝として退けることはしません。「屋根の下に座る者はいない」は、この家長がいないという意味です。比喩を掲げるだけでは足りません。反対意見を記録し、権限の限度と見直しの手続を守ることによって、家のあり方を確かめます。

関連：Q12・Q16・Q17 の 3・Q17 の 4／義解 序その五・付録一

### Q117　皇統を中心に置くことは、国民主権と両立するのですか。

**A**　本会は、皇統（こうとう）を日本の歴史と継承の中心に置き、政治を決める権限は国民に置きます。血縁による皇位の継承と、選挙によって権限を託す政治とは、担う務めが違います。皇統を敬うことから、政治上の判断が国民の検証を免れるわけではありません。この区別を、象徴としての位置と統治権限の限度に明記して、民主主義と両立させます。

関連：Q44〜Q48・Q50／義解 第二章一・付録二

### Q118　皇統を語り継がれた系譜として読むのは、血統を疑うことではありませんか。

**A**　本会は皇統を血縁による継承の系譜として重んじます。語り継ぐという言葉で、血統を架空のものとする意味はありません。同時に、古代からの連続を遺伝学で証明したとも述べません。伝承、系譜、同時代の記録をそれぞれの性格に応じて読み、その記述を吟味します。皇統を継ごうとした選択の歴史を大切にすることと、史料を検証することは両立します。

関連：Q45 の 2・Q49／義解 前文義解・序その五・付録三

### Q119　御前会議の御製を平和の願いと読むと、開戦の責任を曖昧にしませんか。

**A**　御製（ぎょせい）を平和への願いとして受け取るのは、本会の読みです。そこから天皇の内心を証明したり、開戦に関わる責任を免じたりすることはできません。御製が読み上げられた後に開戦へ至った事実を、併せて受け止めます。当時の制度とその運用は開戦を防げませんでした。本会はここから、善意を語る公職者自身も、権限の限度と検証を免れないと学びます。

関連：Q13・Q35・Q49／義解 補編・付録四・典拠 34・37

### Q120　家庭・地域・皇室の祭祀を受け継ぐことは、国家神道の復活ではありませんか。

**A**　本会が受け継ぐのは、家庭、地域、皇室に続く祭りと祈りです。近代国家が神社や祭祀（さいし）を再編した制度を、そのまま戻すことはしません。信仰する自由と、信仰しない自由を守り、祭祀への参加や特定の信仰を政治参加の条件にしません。公の判断は、信仰や思想の異なる人にも確かめられる事実と理由によって説明します。

関連：Q19〜Q22・Q32／義解 第二章「三つの学び」・付録五

**Q121　政党が幸せを定義すると、個人の自由を縛りませんか。**

**A**　幸せの定義は、本会が何を大切にして政治を考えるかを示すものです。国民の幸福の感じ方を判定する基準にはしません。人との関係に生きる意味を見いだすという本会の立場を述べながら、関係が不幸の入口にもなることを認めます。一人で過ごす時間、関係を選ぶ自由、苦しい関係から離れる自由も守ることが、この定義を政治に用いる条件です。

関連：Q13・Q17 の 2／義解 序その三・付録六

**Q122　家族を出発点にする考えは、家族に傷つけられた人を置き去りにしませんか。**

**A**　家族という言葉で、苦しみを耐える義務に変えることはしません。本会は、暴力や抑圧から離れる自由と、離れた後の暮らしを守ります。「全ての子を我が子と考える」は、子を持つ人だけの言葉でもありません。家族の形や血縁を問わず、子の育ちを我がこととして案じる立場です。助けを求める人の声を先に聞くことに、相手の立場に立つ愛を表します。

関連：Q17 の 2・Q110／義解 序その五・付録七

**Q123　人々を「兄弟」と記す側が、当事者の位置づけを決めてしまいませんか。**

**A**　記す側にも力があります。本会が兄弟と受け取ることによって、当事者の呼び名や帰属、歴史の理解を決めることはしません。アイヌの人々の先住民族としての位置と、祖先の一部を共有する研究も区別して尊重します。当事者自身が語り、異論や訂正を記録できることが必要です。兄弟という理念を、同じになることや同じ歴史観を持つことの条件にしません。

関連：Q99・Q99 の 2／義解 序その五・付録八・典拠 39・40

**Q124　共通の祖先がいるという事実から、なぜ皆兄弟という倫理になるのですか。**

**A**　事実だけから、その倫理が必然的に決まるわけではありません。人類の共通祖先や列島の人々のつながりについては研究を参照し、そこから互いを兄弟として尊重すると読むのは、本会が選ぶ立場です。科学の説明に本会の倫理まで証明させることはしません。事実を確かめ、選んだ立場と理由を示したうえで、その政治上の判断が公準（こうじゅん）にかなうかを検証します。

関連：Q17 の 3・Q18・Q99 の 2／義解 序その五・付録九

**Q125　公徳を誰が測るのですか。式部省が思想を審査するのですか。**

A　式部省は国民の内心や思想を審査せず、人事査定や処分も行いません。公職者の権限の使い方、約束、仕事の結果を記録に照らして確かめる仕事と、事業の目的、支出、実施、成果を評価して改善を勧告する仕事を、別の部門で担います。記録された事実と評価意見を区別し、国民と権限のある機関が判断できるようにします。

記録の採否基準と訂正・異議申立ての手続を設け、式部省自身も検証を受けます。公徳は日々の暮らしでも互いに努めるものですが、本会はまず、公職を担う自分たちの行為と責任を公に確かめられる形にします。

関連：Q13・Q53〜Q57・Q53 の 2・Q97／義解 第二章六・付録十

## 十三　国籍と選挙資格及び外国人就労の制度改革

以下は、本会が提案する制度変更についての問答です。現行制度の説明と本会の提案を区別し、施行前に具体化する条件を明示します。

### Q126　外国人への地方参政権を認めますか。

A　認めません。永住者及び特別永住者を含め、日本国籍を持たない者への地方選挙の選挙権・被選挙権の付与に反対します。請願や行政への意見提出などを、この選挙資格の問題だけで一括して禁止するものではありません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

### Q127　帰化した人は日本人ではないという意味ですか。

A　帰化によって日本国籍を取得した人は日本国民です。選挙権は帰化と同時に、年齢等の共通要件に従って持ちます。本会が提案するのは、立候補までに帰化から一定の年数を置くことと、国家の頂点の公職を出生による国民（国籍法第 2 条による取得者と、本会の資格案ではこれに準じて扱う第 3 条・第 17 条の届出による取得者）に限ることで、国民の中に投票できない人をつくる案ではありません。本会は帰化を認めたうえで、国の指導者は出生により日本国籍を取得した国民が担う、という原則を置いています。出生地主義ではなく、国籍法第 2 条の出生による国籍取得を指します。

年数は、その公職が決める意思の重さに応じて置きます。市町村の議会議員は十年、都道府県の議会議員と市町村長は十五年、国会議員と都道府県知事は二十年です。帰化した国民の忠誠心、能力、危険性を一律に推測する理由にはしません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

### Q128　帰化後、何年待てば立候補できますか。

A　選挙権は待たずに、帰化と同時に、年齢等の共通要件に従って持ちます。立候補は、市町村の議会議員が帰化から十年、都道府県の議会議員と市町村長が十五年、国会議員と都道府県知事が二十年です。

内閣総理大臣、国務大臣、衆参両院の議長、最高裁判所の裁判官、式部省の構成員、統合幕僚長並びに陸上・海上・航空幕僚長は、出生により日本国籍を取得した国民に限ります。米国が大統領を出生による市民に限るのと同じ考え方ですが、本会案は米国より広い範囲に及びます。これらは自主憲法で定め、採用前に、目的への効果、より制限の少ない手段との比較、対象と期間の相当性を公開して検証します。

十年・十五年・二十年が最適だと実証済みとはしません。帰化前の居住・活動歴、より短い期間、全員共通の利益相反規律と比較して、必要性と相当性を論証します。指導的公職の出生要件は待機期間とは別で、二十年の経過で自動的に満たすものではありません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

**Q129　既に帰化した国民の権利も取り上げますか。**

A　選挙権を取り上げる案ではありません。帰化の時期を問わず、年齢等の共通要件に従って持ちます。立候補までの年数と頂点の公職の要件は、自主憲法の施行後に、施行後の立候補から適用します。施行時の現職については、原則として任期満了までの猶予を経過規定に置きます。施行日、年数の起算、次の選挙・任命への適用を条文案で明確にし、制度変更の成立・施行前に行政や本会の判断だけで資格を失わせません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

**Q130　帰化した人の子や孫も対象ですか。**

A　対象としません。親の帰化歴だけを理由に、子や孫へ制限を引き継がせる案ではありません。子本人が国籍法第二条により出生時に国籍を取得した場合と、本人自身が帰化した場合は区別します。第三条・第十七条の届出による取得は、本会の公職資格案では出生に準じて扱います。未成年者本人の帰化と申請中案件の経過規定は、法案で具体化します。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

**Q131　今の法律でも実施できますか。**

A　できません。現行法では、帰化した国民は法定要件を満たせば選挙権も被選挙権も持ちます。立候補までの年数と頂点の公職の要件は、憲法第 14 条・第 44 条との関係で、自主憲法で定める事項です。施行前に、行政や本会の判断で資格を制限することはしません。

外国籍者の公務就任に関する最高裁判決を、帰化した日本国民への制限の直接の根拠にはしません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

**Q132　憲法を変えれば全て解決しますか。**

A　解決しません。憲法を改正しても、条約上の義務はなくなりません。自由権規約第 25 条・第 26 条、人種差別撤廃条約第 5 条に照らし、目的と手段のつながり、年数と対象の相当性、より権利への負担が小さい手段で足りない理由を示す必要があります。

本会は、これらを制度の採用条件にします。公開の検討で条件を満たせなければ、成立・施行へ進めず、対象と手段を再設計します。必要な憲法改正と関係法令の整備が成立し施行されるまでは、現行制度を適用します。

政策調査会は、現行制度の維持と代替案を同じ目的・対象で比較し、事実、推計、価値判断、未確認の点を分けた論証書を公開します。条文案の正式提案前に少なくとも六十日間意見を受け付け、外部専門家と当事者の意見を付し、政策調査会の決定と総務会の確認を経ます。基本文章・規約の改正は別途の正式手続によります。現段階で、年数や対象職の必要性と憲法・条約との整合を確認済みとはしていません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

**Q133　帰化要件をどう厳格にしますか。**

A　将来の制度案として、居住年数、日本語、日本の歴史と制度の理解、生計、犯罪歴、宣誓を要件とし、虚偽による取得は取消しの対象とする案です。公的義務の履行と身分関係は、審査の運用で確かめます。居住年数の延長や例外の見直しも検討します。具体的年数と判定基準は、影響と合理性を示して法案に定めます。

宣誓の内容、取消しの対象となる虚偽、審査基準、理由の提示、聴聞又は弁明、不服申立てと司法救済を法律で定めます。現行制度の下で行政や本会が独自に国籍を取り消すという意味ではありません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

**Q134　公職者と候補者は何を開示するのですか。**

A　国籍の履歴です。帰化歴だけではありません。公職者と候補者――国会議員、地方議会議員、知事・市町村長とその候補者に加え、最高裁判所の裁判官、式部省の構成員など頂点の公職に就く者――は、保有したことのあるすべての国籍、現在の二重国籍の有無、外国政府・外国法人との利害関係と資金を、共通の様式で申告し、公開します。生まれながらの国民も同じです。帰化歴だけを公表する制度は採りません。外国のために働く者を止めるには、国籍の取り方ではなく、外国との関係と行為を見る必要があるからです。外国政府・外国法人のために活動する者の登録制度、外国人等からの政治資金の受領に関する現行の禁止、機微な公職の適性評価と組み合わせます。

適性評価は職務に即して設計します。選挙で選ばれる公職については、立候補の要件とはせず、機密に触れる職務への就任時に行います。機密を扱う公職に帰化後の一定年数を求める案は、対象職、年数、起算日、必要性と相当性を公開して、法律に明示します。不利益な判断には理由の提示と救済の手続を設け、一般市民の思想や忠誠心を判定する制度には広げません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

**Q135　戸籍や家族の履歴まで公開しますか。**

A　公開しません。確認用の資料と一般公開する情報を分け、戸籍全体、旧氏名、本籍、家族の履歴に公開を広げません。公開する事項と利用目的は法律に定め、訂正、弁明、不服申立てと司法救済を設けます。未申告だけから特定の国籍履歴や不正を推定しません。

根拠：基本文章 第二章一／義解 第二章一・典拠 48／巻末典拠 12

**Q136　党の帰化後二十五年間の公認制限とはどう違いますか。**

A　二十五年は、法令上の被選挙権を持つ者について本会が候補者を選ぶ、党内部の基準です。国の制度として提案する立候補までの年数（十年・十五年・二十年）とは別で、党はそれより長い年数を自分に課しています。創設期に置いた基準であり、一周年再検証で、居住、地域での活動、日本社会との関わりを帰化の前後を通じて確かめ、年数以外の手段とも比較して、維持・変更を判断します。

国の資格を満たしても本会の公認を自動的に得るわけではありません。国籍の取得方法を問わない共通基準、期間を短縮する案とも比べ、合理的な根拠を確認できない部分は見直します。変更は正式な規約改正によります。

根拠：基本文章 第二章一・第四章一／義解 第二章一・第四章一／関連 Q99

**Q137　外国人労働者を全く受け入れないのですか。**

A　国内の賃金改善、人材育成、就労支援及び省力化を優先したうえで、必要な分野を人数と期間を限定して受け入れる案です。企業が低い賃金や継続的な人数拡大に依存する仕組みを改めます。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q138　家族を呼び寄せることは認めますか。**

A　新しい期限付き就労資格に付随する配偶者・子の帯同は認めません。ただし、本人や家族が別の資格を独立に満たす場合、婚姻・出生、難民保護などは、それぞれの法的要件と義務に照らして判断します。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q139　転職や再入国で期限を延ばせませんか。**

A　本人ごとの通算上限を設け、転職、再入国、実質的に同種の資格への変更でも期間をリセットさせない案です。他方、適法な転職の道は確保し、労働者を一つの企業に縛ることで制度を維持しません。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q140　通算五年で決定ですか。**

A　確定ではありません。通算五年、原則一年ごとの更新は検討用の具体案です。産業別の人員計画、帰国と移行の実務、企業負担を検証し、施行前に数値を確定して周知します。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q141　永住や帰化への経路はどうしますか。**

A　期限付き就労から長期就労へ移る通常の接続経路を設けず、その期間を通常の永住・帰化の居住年数に算入しない見直しを検討します。高度人材や家族関係などの別制度は独立した要件で審査し、形式的な付替えを防ぎます。

　過去に期限付き就労をしたことだけで、生涯にわたり全ての別資格から排除する案ではありません。本人や家族が独立して満たす在留要件、婚姻・出生、難民認定、被害者保護は、それぞれの法的要件と義務に従って判断します。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q142　家族帯同を制限すれば定住は防げますか。**

A　家族帯同の制限は、定住を抑える手段の一つです。雇用主の延長要求、別資格への移行、婚姻等の事情、制度変更が結果を左右します。期間と人数、企業負担、資格間の接続、例外の審査を一体で設計し、実績を毎年検証します。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q143　西ドイツの経験から何を学びますか。**

A　一時的な受入れという出発点が長期定住を防ぐ保証にはならなかったことです。企業の継続雇用への要望や再入国の難しさが、期限や募集停止の効果を変えました。企業側の依存を下げる政策と、その実績の公開が必要です。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q144　シンガポールの制度をそのまま導入しますか。**

A　参考にする点と、採らない点を分けます。Work Permit の家族帯同制限、受入れ上限、企業負担は参考にしますが、累積就労年数上限は 2025 年 7 月に撤廃されています。短期滞在を徹底した成功例として扱うのは不正確です。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q145　雇用主や労働者にはどんな責任がありますか。**

A　企業には賃金、社会保険、住居、帰国費用等の責任と受入れ条件の遵守を求めます。労働者には適法な就労と在留条件の遵守を求めます。旅券の取上げや過大な債務を利用せず、相談、転職、未払賃金等の救済を確保します。

根拠：基本文章 第三章第五／義解 第三章六・典拠 49／巻末典拠 13

**Q146　外国人就労政策も、予算・決算検証委員会（Q53〜Q59）が検証しますか。**

A　検証します。期限後の出国、適法な資格変更、企業依存度、国内採用、賃金、労働問題、地域の費用等を毎年追跡し、三年・五年で総合評価します。個人の帰化、在留又は選挙資格を委員会が直接決めるわけではありません。

根拠：基本文章 第二章六・第三章第五／義解 第二章六・第三章六・典拠 49・50／巻末典拠 13・14

**Q147　これで制度設計は全て確定したのですか。**

A　基本方針と制度の骨格に加え、採用前の検証条件を示した段階です。国籍・選挙資格は Q127〜Q132 の必要性と整合の検証、式部省は Q57〜Q59 の任命・費用・試行の確認を経ます。憲法改正案、関連法案、経過措置、就労上限等の数値、開示の具体的な手続は、条文と実施計画で定めます。決定した内容は基本文章、義解、Q&A へ同時に反映し、理由と履歴を公開します。

根拠：基本文章 第二章一・六・第三章第五・第四章一／義解 第二章一・六・第三章六・第四章三／関連 Q95・Q102

## 用語の手引き

本会の文書で用いる意味を短く示します。古典の語義と本会の読解の違いは、右欄の問いと義解で確かめられます。

| 用語 | 本会の用い方 | 読む先 |
|---|---|---|
| **中今** | 過去から未来へ続く今。本会は神社界の心得に学び、縦の継承と横の関係が交わる今を引き受ける立ち位置へ読み替えます。 | Q4・Q22・Q34 |
| **清明心** | 清く明るく、偽りのない、まことの心。自らを省み、感謝と誠実さを行いに表す姿勢で、公職に就く者が自らに課す語として用います。 | Q21・Q22 |
| **縁起・空** | いかなるものも、それだけで成り立つ不変の実体を持たず、関わりの中でのみ在るという見方。本会は「人は一人では生きられない」をここに重ねて学びます。 | Q23・Q44の2 |
| **自らに由る自由** | 関わりの中で生じることを由と受け止め、自らに由って引き受ける内面の在り方。法の下の自由（権利）とは区別します。 | Q23／義解 序 |
| **敬** | 人も、物事も、自分の務めも、粗末に扱わない姿勢を保ち続ける態度。程朱の持敬に学ぶ本会の言い換えで、三つの学びを貫きます。 | Q23・Q44の2 |
| **縦の軸・横の軸** | 縦は先祖から子孫へ続く継承、横は今を共に生きる私・貴方・社会の関係です。 | Q4 |
| **三つの学び** | 神道・仏教・儒学に、関わりの自覚、自らを修めること、他者にまことを尽くす実践を学びます。 | Q19〜Q24・Q34 |
| **忠恕** | 自分の務めに誠を尽くし、相手の痛みや事情に心を及ぼすことです。 | Q24・Q36 |
| **良知** | 人の苦しみに心が動き、不実を恥じ、善くありたいと知る根底の働きです。 | Q33 |
| **格物致知** | 物事に即して調べ、知ること。本会は、現場と資料から事実と道理を確かめる実践に生かします。 | Q24／義解 第二章七 |
| **中庸** | 守るべき原則を保ち、偏りと過不足を省みて、適切な判断を求める学びです。 | Q25 |
| **時中** | 原則を保ちながら、その時、その場所、その条件にかなう判断を見極めることです。 | Q25 |
| **知行合一** | 良知に従い、知ることと行うことを離さず、結果から学び直す実践の過程です。 | Q33・Q34 |
| **致良知** | 執着に曇らず良知が現れる到達像。涅槃寂静と結ぶ本会の読解で、宗教的境地の認定基準にはしません。 | Q33 |
| **全体最適** | 尊厳を基礎に、人・地域・世代への利益と負担を比べ、現在の最善を更新する判断の枠組みです。 | Q15 |
| **中和** | 異なる立場と真実を持つ人々が、事実を共有し、それぞれの尊厳を保って共に働ける関係です。 | Q25 |
| **大調和** | 異なる人々が尊厳と役割を保ち、共に生き、共に仕事を続けられる社会です。 | Q3・Q10〜Q12 |
| **公徳** | 自らを修めた徳を、公のために働かせること。自分と相手が共に生きられる公を求めます。 | Q36・Q125 |
| **公準** | 一般性、予見可能性、公平性、主体の明示、修正可能性によって、公の判断を確かめる物差しです。 | Q40 |

| 用語 | 本会の用い方 | 読む先 |
|---|---|---|
| **シラス** | 暮らしを知り、知らせ、声に応答し、記録と検証を次へ渡す統治精神であり、その務めです。 | Q34・Q52 |
| **式部省** | 統治を記録し、事業を評価・勧告する独立機関の構想。政策・予算の最終決定や処分は行いません。 | Q53〜Q59・Q125 |
| **皇統** | 血縁による皇位継承の系譜。本会は歴史的継続の基軸とし、現在の政治を決める権限と区別します。 | Q44・Q44 の 2・Q45 の 2 |
| **継承共同体** | 受け継いだ国土、文化、技術、制度を手入れし、今の仕事を加えて次の世代へ渡す共同体です。 | Q5 |
| **大御宝** | 歴史的に国民・人民を表してきた言葉。本会は、国民一人ひとりを政治の目的として尊ぶ統治理想として受け止めます。 | Q51 |
| **安寧** | 生命と健康、自由と人格が守られ、日々の生活に見通しを持てることです。 | Q6 |
| **経世済民** | 世を治め、人々の暮らしを支える営みとしての経済です。 | Q87 |
| **論事** | 人や立場ではなく、事実と理由に基づいて事を論じることです。 | Q38・Q81 |
| **正名** | 政策名、役職、権限と実際の働きを一致させ、名と実を正すことです。 | Q27 |
| **出生による国民** | 国籍法第二条により出生時に日本国籍を取得した国民。第三条・第十七条の届出取得は、本会の将来の公職資格案では出生に準じて扱います。出生地だけで区分する意味ではありません。 | Q127・Q128 |

## 巻末典拠（回答の典拠）

### 1 近くから他者へ心を及ぼすこと Q17 の 3

『孟子』梁恵王上第七章「老吾老、以及人之老。幼吾幼、以及人之幼」。『論語』顔淵第十二第五章、デュナン『ソルフェリーノの思い出』、明治天皇御製（ぎょせい）については、『日本大調和義解』 典拠 32〜34 を参照。人類の共通祖先については同典拠 36。これらから「皆兄弟」という本会の立場へ至ることは、史料の語義を越えた本会の読解として示す。

https://ctext.org/text.pl?if=gb&node=12908&show=parallel

### 2 古典の原文と近代の標語 Q17 の 4

『日本書紀』巻第三、神武天皇即位前紀、己未年三月。「掩八紘而為宇」。近代の四字の標語との区別は、近畿大学中央図書館「八紘一宇（はっこういちう）について知りたい。」（レファレンス協同データベース、2012 年 2 月 17 日更新）が引く『国史大辞典』の説明による。

https://crd.ndl.go.jp/reference/entry/index.php?id=1000101860&page=ref_view

### 3 1940 年の国策 Q17 の 4

「基本国策要綱」1940 年 7 月 26 日閣議決定。国立国会図書館「昭和前半期閣議決定等収載資料及び本文」。収載資料は『内閣制度百年史』下、内閣官房、1985 年、233〜234 頁。根本方針、国防及外交を参照。古典の文言が近代の国家政策にどう用いられたかを確かめる史料。

https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/db/cabinet/s14_15/bib00254

### 4 皇位の継承 Q45 の 2

『日本書紀』巻第十七、継体天皇紀。『続日本紀』巻第三十一、宝亀元年。光格天皇の傍系からの継承については、参議院内閣委員会（2020 年 11 月 17 日）第 37 発言、宮内庁次長答弁を参照。各時代の継承事情は同一ではなく、古代の記述と近世の記録を同じ確度で扱わない。権力の限度を考えるという評価は本会の読解である。

https://kokkai.ndl.go.jp/simple/detail?minId=120314889X00220201117&spkNum=37

### 5 渡来の系譜を記した氏族の記録 Q45 の 2

『新撰姓氏録（しんせんしょうじろく）』。國學院大學デジタルミュージアム「神道基本用語集」Shinsen shôjiroku。815 年、嵯峨天皇の治世に編纂。京と畿内の 1182 氏を対象とする記録であり、現代の日本人全体の血縁や国籍を証明するものではない。

https://d-museum.kokugakuin.ac.jp/bts/detail/?id=3958

### 6 列島の人々が共有する祖先と地域差 Q99 の 2

Kanzawa-Kiriyama et al.（2019）“Late Jomon male and female genome sequences from the Funadomari site in Hokkaido, Japan”, Anthropological Science 127（2）, 83–108, Table 5。北海道・船泊遺跡の縄文人ゲノムを用いた同論文の一つの分析では、韓国人集団を比較対象として、縄文系祖先の割合をアイヌ 66.2%、琉球 26.6%、本土日本人 12.7%と推定する。一方、比較対象をウルチ人集団に替えた分析では、アイヌの推定値は 49.1%となる。数値は参照集団や分析モデルに依存する推定であり、民族全体に固有の固定割合ではない。共通する祖先があることを「兄弟」と受け取るのは本会の倫理的な読解であり、研究の結論そのものとは区別する。

https://doi.org/10.1537/ase.190415

### 7 アイヌの先住民族としての位置と文化の歴史 Q99 の 2

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成 31 年法律第 16 号）第一条は、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族と位置づける。民族共生象徴空間ウポポイ「アイヌ文化」に示される文化の通史も参照。アイヌ文化の成立過程と、祖先がその土地に暮らしてきた歴史は区別する。祖先の一部を他の集団と共有していることから、先住民族としての法的位置づけを否定することはできない。

https://laws.e-gov.go.jp/law/431AC0000000016

https://ainu-upopoy.go.jp/ainu-culture/

### 8 宮中祭祀と本会の受け止め方 Q44の2

宮内庁「宮中祭祀」「主要祭儀一覧」。四方拝は元日早朝に天皇が伊勢の神宮、山陵、四方の神々を遥拝する祭儀。新嘗祭は新穀を神々に供え、収穫の恵みに感謝する祭儀。家族への愛の持続を敬とし、皇統をその愛を万人と万国へ向けて祈る系譜と読むのは、本会の読解である。『日本大調和義解』 典拠42に示す。

https://www.kunaicho.go.jp/learn/gokomu-kyuchu/saishi/index.html

https://www.kunaicho.go.jp/learn/gokomu-kyuchu/saishi/saishi01.html

### 9 中今と本居宣長 Q4・Q22

本居宣長『続紀歴朝詔詞解』巻一、第一詔、十二丁裏（第18コマ右頁）。茨城大学所蔵本の書誌と国書データベースの画像を参照。現在の神道における説明は東京都神社庁「中今（なかいま）について教えてください」による。宣長の当代をたたえる語釈と、縦横の交わる今に立つという本会の整理を区別する。義解 典拠45参照。

https://digitalcollection.lib.ibaraki.ac.jp/kan-kokusho/001000102558/

https://doi.org/10.20730/100384721

https://mamechishiki.tokyo/?p=465

### 10 清明心 Q21・Q22

國學院大學デジタルミュージアム「神道基本用語集」Seimei, Akaki kiyoki kokoro（清明・明浄心）。本会は、清く明るく、偽りのない、まことの心として学び、日々の行いと公の責任へつなげる。義解 典拠46参照。

https://d-museum.kokugakuin.ac.jp/bts/detail/?id=3923

https://www.gunma-jinjacho.jp/chosha/

### 11 三つの学びに共通して受け取る実践 Q21〜Q24

天台宗「教え」に示される自らの心を浄め善を行う教え、『大学』の誠意・正心・修身、『論語』里仁第四第十五章の忠恕、雍也第六第三十章の仁を参照。王陽明『伝習録』は、巻上「徐愛録」の知行問答（電子翻刻第5条）と良知・私意を論じる段（同第8条）、巻中「答顧東橋書」の「致吾心之良知於事事物物也」の段（同第135条）を参照する。条番号は下記の電子翻刻による。三つの学びの倫理と実践を現代政治へ結び、知行合一と致良知を過程と到達像として示すのは本会の読解である。義解 典拠5・10・11・47及び第二章七参照。空は『中論』観四諦品、色と空は『般若心経』、自灯明・法灯明は『長阿含経』巻二「遊行経」を参照します。程朱の持敬と陽明の良知は学派の違いを保って扱い、空から自由、敬へ結ぶのは本会の読解です。

https://www.tendai.or.jp/oshie/

https://ctext.org/liji/da-xue/zh

https://ctext.org/analects/li-ren

https://ctext.org/analects/yong-ye

https://zh.wikisource.org/wiki/傳習錄/卷上#5

https://zh.wikisource.org/wiki/傳習錄/卷中#135

### 12 国籍と選挙資格及び国際約束 Q99・Q126〜Q136

衆議院「日本国憲法」、e-Gov法令検索「国籍法」、総務省「選挙権と被選挙権」、外務省「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び国際連合掲載「条約法に関するウィーン条約」第27条。現行制度の確認資料であり、帰化した国民の立候補までの年数と、国の指導者を出生による国民に限ることは本会の提案である。義解 第二章一・典拠48参照。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm

https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000147

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo02.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_004.html

https://legal.un.org/ilc/texts/instruments/english/conventions/1_1_1969.pdf

### 13　外国人就労と海外の制度　Q137〜Q146

バーデン・ヴュルテンベルク州政治教育センターの労働者募集協定解説、警察庁『平成 2 年警察白書』第一章第四節、シンガポール人材省の Work Permit 解説及び COS 2025 Factsheet on Foreign Workforce Policies 第 13〜14 項、外務省「特定技能制度の概要」。歴史上の経緯、現行制度、本会の制度案を区別する。義解 第三章六・典拠 49 参照。

https://www.lpb-bw.de/anwerbeabkommen-tuerkei

https://www.npa.go.jp/hakusyo/h02/h020104.html

https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/key-facts

https://www.mom.gov.sg/-/media/mom/documents/budget2025/cos-2025-factsheet-on-foreign-workforce-policies.pdf

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/ssw/jp/overview/

### 14　既存の監査と県の制度　Q53〜Q59・Q146

会計検査院「検査の観点」、滋賀県の監査委員事務局、包括外部監査、附属機関の設置に関する公表資料。式部省及び滋賀県の予算・決算検証委員会は、既存の権限と役割を踏まえて設計する本会の構想である。義解 第二章六・第四章三・典拠 50 参照。

https://www.jbaudit.go.jp/effort/operation/viewpoint.html

https://www.pref.shiga.lg.jp/lc00/8873.html

https://www.pref.shiga.lg.jp/be00/9108.html

https://www.pref.shiga.lg.jp/ed00/4539.html